

令和2年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 令和2年6月9日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 金一義君、11番 伊藤秋雄君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
去る5月29日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、6月定例会の日程、議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例の専決処分の承認が1件、条例の一部改正議案が2件、補正予算関係議案が4件、人事案件議案が1件、繰越明許費繰越計算書の報告が2件であります。
また、陳情は3件、一般質問者は7名となっております。
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案、承認、陳情等について各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は、皆様に配付した資料のとおり、本日から12日までの4日間で行うことといたしました。
よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日9日から12日までの4日間と決定してご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、本日から12日までの4日間と決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告です。この報告は、令和2年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。次に、広域組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告を頂きたいと思っております。
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議員からの報告をお願いいたします。
- 2番 柳田裕平 私から八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告をいたします。
令和2年3月24日八郎潟町役場3階会議室に於いて、令和2年八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会3月定例会が開催されました。
本定例会では、令和元年度一般会計補正予算(案)、令和2年度一般会計予算(案)についての審議を行っております。
議案第1号、令和元年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出で199万円減額し、予算総額を5,972万7千円としています。
歳入では、五城目町汚泥処理受託料368万円9千円の減額は、五城目町からのし尿・

浄化槽汚泥量が当初より減小する見込みによるものです。

歳出では、衛生費の燃料費等の実績見込みにより、60万円の減額、委託料の機器整備委託では、請負差額による79万6千円の減、汚泥処理委託128万円を減額しております。

議案第2号、令和2年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額で5,631万6千円、前年度比395万3千円、率にして6.5%の減額となっています。

減額の主な要因は、五城目町からの汚泥処理受託事業収入の減額によるものです。

歳入では、構成町の負担金が1,942万1千円で、八郎潟町が1,051万9千円、井川町が890万2千円、前年度比で6万9千円の減額です。

使用料は、し尿処理施設使用料に89万1千円を計上しております。

また、五城目町のし尿及び浄化槽汚泥処理に伴う受託事業収入が3,600万1千円で、前年度比388万3千円の減となります。内訳は、し尿処理に係る受託料が3,032万8千円、汚泥処理後の脱水汚泥処分受託料が567万3千円となっています。

歳出では、議会費が52万3千円で、議員研修旅費分の30万5千円の増額となっています。

総務費は、1,888万6千円で、人件費・事務費等を計上しています。

また、積立金には財政調整基金として750万円を計上しています。

衛生費では、3,358万4千円で、し尿・浄化槽汚泥処理費関連予算を計上し、前年度比417万2千円の増額であります。汚泥処理のための薬品、燃料、光熱水費、修繕料併せて876万8千円で、前年度比73万9千円の増額、汚泥処理後の脱水汚泥処分委託料が627万3千円で、63万8千円の減額となります。

機器整備委託料1,605万円は修繕計画に基づき実施するもので、前年度比305万円の増額となります。

また、予備費には、100万円を計上し、緊急の対応に備えます。

なお、井川町選出の組合議員改選に伴い、新議長には満場一致で井川町議会議員の草階廣治氏が選任されました。

以上が、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告といたします。

議長 村井 剛 次に、八郎湖周辺清掃事務組合からの報告をお願いいたします。

5番 石井清人 八郎湖周辺清掃事務組合議会の内容を報告いたします。
去る3月23日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて八郎湖周辺清掃事務組合議会3月定例会が開催されました。

議案は令和2年度一般会計予算についてと、監査委員の選任についてであります。

令和2年度一般会計予算については、当初予算の歳入歳出総額は5億6,671万7千円であります。前年と比較して金額で363万7千円、比率で0.6%の増であります。

歳出の主なものとして、修繕料として7,192万9千円を計上しております。

また、処理施設運転業務委託として1億5,994万円の他、各種検査業務、保守点検業務委託など委託料全体で、1億9,552万2千円を計上しております。

その他公債費元利償還金として、1億6,585万5千円を計上しております。

全会一致で原案通り可決いたしました。

次に、監査委員の選任については井川町議会において、任期満了による改選がありましたので、八郎湖周辺清掃事務組合議会の構成が変わっております。

そのため監査委員の改選が行われましたが、不肖わたくし石井清人の選任案が上程され満場一致で可決されております。

次に直接搬入ごみ手数料の料金値上げ計画についてご説明いたします。これは各議会に説明しなさいということでありましたので、説明いたします。

直接搬入ごみ手数料については、これ説明しますけども一般家庭ごみ収集と違います。

家庭系・事業系の直接搬入ごみ手数料のことでございます。直接搬入ごみ手数料については、施設が稼働した平成20年から令和元年度までの12年間、家庭系直接搬入ごみ手数料は10キロ当たり45円、事業系直接搬入ごみ手数料は、10キロ当たり90円として据え置いてきました。

しかし、今後施設維持管理費の増加に伴い、ごみ処理に必要な経費を適切に負担していただくため、家庭系直接搬入ごみ手数料は10キロ当たり110円、事業系直接搬入

ごみ手数料は10キロ当たり110円に改定したい考えであります。

今後、本年12月の八郎湖周辺清掃事務組合議会12月定例会で、八郎湖クリーンセンター設置条例の一部改正議案を審議したのち、可決成立した場合は令和3年4月1日からの施行となります。

なお、平成30年度の直接搬入ごみ搬入量は家庭系で199.32t、事業系で3,760.04tとなっております。直接搬入ごみ手数料が改定された場合の歳入増は881万5,660円と見込んでおります。

また、5月29日に臨時会が開催され、副議長選任案が上程されましたが、五城目町選出の館岡隆議員が満場一致で可決同意されております。

以上が八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告であります。

議長 村井 剛 最後に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いします。

6番 北嶋賢子 6番の北嶋賢子です。湖東地区行政一部事務組合議会からのご報告を申し上げます。去る3月26日、午後3時より湖東地区消防本部会議室に於いて、令和2年第一回湖東地区行政一部事務組合議会定例議会が行われました。

井川町議選があったために、役員の変更があり議長に八郎潟町の三戸留吉議員が、副議長には潟上市の小林悟議員が選任されました。

また、職員2名の欠員に伴い、2名を4月1日付けで採用されております。

議案は4件ありました。1号議案は条例の審議をしました。2号議案は令和元年度の補正は、消防車両債90万の追加でした。3号議案としては、令和2年一般会計予算は6億4,801万5千円、前年度比596万4千円、0.91%の減です。組合構成市町からの分担金及び負担金は前年度比2,002万5千円、3.3%の増となりました。

歳出においては、人件費が全体の78.6%、5億959万、物件費が12.9%、8,336万1千円、建設事業費3.2%、2,050万円、4号議案としては、湖東地区行政一部事務組合監査委員に、井川町の遠間富和氏が選任されました。

昨年火災の出動数です。八郎潟町は1件でした。救急車の出動は、八郎潟町は243件、全体で873件中、607件の搬送が秋田厚生医療センターでした。

斎場の使用状況は、516件中、八郎潟町は96件、動物炉は154件中、16件でした。

以上が報告となります。そして5月19日に協議会が行われました。場所は同じ湖東消防の会議室でした。

能代の火災事故で殉職者が出たために、人員の補充・対策としての人員の補充の協議会でごございました。この件に関しては、この後の定例会で正式に出ると思います。

以上、報告を終わります。

議長 村井 剛 以上で、各組合議会の報告を終わります。
これにて、諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより町長の行政報告に対する質問を行います。
なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は控えて下さるよう、また、一人一問程度で、簡潔にお願いいたしたいと思います。
質問のある方は挙手してください。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 いま町長の行政報告にもありましたが、私もちょっと議会運営委員会でも聞きました。が保健課の方ですけども、今まで総合健診をやっておりましたが、今度、補正予算にも出ております。このがんの検診をやりたいということで、日程表を要望しておるということですが、もう少し詳しく教えてもらいたなと思いますので、その辺、例えばがん検診を受けるとすると病院に行ってやるのか、それとも町に来てもらって今までは保険事業団が来て、胃とか胸部とかいろいろやっておりました。そういったものを考えているのか、それとも個々に病院に行ってその分のあれをやるのか、そこ辺りちょっと教えてもらいたなと思います。

議長 村井 剛 一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 ただ今のご質問ですけれども、がん検診等については従前でしたら提案の保健センター等で受診しておりました。これ秋田県総合保険事業団で実施しております。

しかしながら、これ三密を防ぐことが出来ないということで、がん検診の補助金これ今回ですけれども、胃部検診と胸部検診これについて、それからもう一つが人間ドックの検査になりますけれども、これについては医療機関で直接受診するような形になります。

それで一旦、全額自己負担で出してもらいまして、支払った後にその領収書を基にして、こちらの方で1件当たり補助する額を計上しております。以上です。

11番 伊藤秋雄 実は私も去年のことですが、受けないということで医療センターに申し込んだら、ちょうど今頃でした。申し込んだら、もう今年は満員ですよということで無理ですよと言われました。例えば今年の場合はもう総合健診も出来ないで、一つだけでもお願い出来ないかなと、例えば人間ドックでも何でも出来ないかなと思っておりますが、そういうところに町の方で要望してもらえるものでしょうか。例えば受けない人がいるということでそれは出来るものでしょうか。

保健課長 一ノ関一人 ただ今のご質問ですけれども、がん検診等の補助金の交付対象者についてですけれども、これについては現在医師会等とも相談して、今の現段階ではちょっと今難しいのではないかとされております。

この後、医師会との相談をしながら可能となる時期を広報等で連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、承認第6号から日程第12、陳情についてまでの、承認1件、議案6件、陳情3件を、各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料の5ページをご覧ください。

承認第6号 八郎潟町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

新型コロナウイルス感染症に伴う昨今の状況を鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当を減ずる特例措置を講ずる必要があるため改正したものであります。

主な内容は、町長等に支給する6月期の期末手当の支給1.475カ月分を全額支給しないこととしたものでございます。

なお、議会に提出する必要がありましたが、令和2年6月期の期末手当の基準日が令和2年6月1日であることから、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため、専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に会議日程資料の8ページをご覧ください。

議案第38号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い所要の規定の整備を図る必要があるため、改正するものでございます。

従来から軽減措置が行われてきた第1号被保険者について、第1段階から第3段階の減額賦課に係る減額幅の引上げを定めたものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

次に会議日程資料の10ページをご覧ください。

議案第39号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当の支給に関する特例

を定めることに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、改正するものでございます。

主な内容は、被保険者のうち、給与所得者が新型コロナウイルス感染症に感染し、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができない場合に、傷病手当を支給することとしたこと等であります。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

次に補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第40号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について

1 ページ、歳入歳出に、それぞれ4億8,847万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億2,295万円としております。

5 ページ、第2表 継続費をご覧ください。

総務費、総務管理費の新庁舎建設事業につきましては、令和2年度、3年度の2カ年において総額14億5,320万6千円の継続費を設定しております。年割額については、令和2年度を4億3,793万6千円、令和3年度を10億1,527万円としております。

続いて6 ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債については、新庁舎建設事業分として市町村役場機能緊急保全事業債3億2,900万円を追加しております。本事業債については、新庁舎建設事業における起債対象経費の75%を起債するもので、残り25%については財政調整基金繰入金を充てることとしております。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。

10・11 ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万8千円を追加しております。これは、当初予算で計上済みの中間サーバープラットフォーム利用負担金に係る国庫補助金であります。

県支出金、農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業費補助金186万5千円の減額は、農業法人から要望のありました農業機械導入に係る県補助金について、事業不採択により全額更正するものでございます。

教育費県補助金に農山漁村地域整備交付金2,838万円を追加しております。これは、県営土地改良事業として実施している高岳地区ほ場整備事業の実施区域において、新たに臼ケロV遺跡が発見されたことから、遺跡の本発掘調査に係る県交付金であります。

繰入金の財政調整基金繰入金1億893万6千円の追加につきましては、新庁舎建設事業に充てるものでございます。

繰越金の前年度繰越金については1,929万1千円を追加しております。

諸収入、雑入に自治総合センターコミュニティ助成金220万円を追加しております。

これは、町内会1団体から要望のありました備品購入に係る一般社団法人自治総合センターからの助成金であります。

12・13 ページ、町債、総務債の市町村役場機能緊急保全事業債3億2,900万円の追加につきましては、新庁舎建設事業に充てるものであります。本事業債の財政措置については、元利償還金の30%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

14・15 ページ、議会費につきましては、普通旅費91万円、車借上料33万をそれぞれ減額しております。

これは、今年度予定していた議会議員の県外視察研修を中止し、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費に充てるとした議会からの要望に基づくものでございます。

総務費、電子計算費の機械器具費110万3千円の追加は、秋田県町村電算システム共同事業組合による共同調達を活用し、老朽化により不具合が生じているプリンタ6台を更新するものであります。

自治振興費に一般コミュニティ助成事業費補助金220万円を追加しております。これは、町内会1団体から要望のありました除雪機などの備品購入に係るものでございます。

新庁舎建設事業費には、継続費の初年度分として、新庁舎建設工事監理業務委託料863万6千円、新庁舎建設工事4億2,930万円をそれぞれ追加しております。

18・19 ページ、衛生費、健康増進事業費の総合健診委託料を121万9千円減額し、がん検診費補助金に同額を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症

の影響により町の早朝総合健診を中止したことから、その代替として、個人が医療機関で検診をした際、費用の一部を補助するものでございます。

20・21ページ、上水道費の上水道特別会計繰出金955万3千円の追加は、人事異動により増員となった人件費分について、一般会計から上水道特別会計へ繰り出すものでございます。

農林水産業費、担い手農家育成対策費の経営体育成支援事業費補助金186万5千円を減額しております。これは、農業法人から要望のありました農業機械導入に係る補助金について、事業不採択により全額更正するものでございます。

22・23ページ、消防費、施設費の消火設備等負担金286万円の追加は、川崎宇谷地内に設置されている防火水槽が廃止されたことから、それに代わる消火栓を整備するための上水道特別会計への負担金であります。

教育費、文化財保護費に総額3,504万2千円を追加しております。これは、県営土地改良事業として実施している高岳地区ほ場整備事業の実施区域において、新たに臼ヶ口V移籍が発見されたことから、遺跡の本発掘調査に係るものでございます。

26・27ページ、予備費には、新型コロナウイルス感染症対応経費として、200万円を既に充用していることから、同額の200万円を追加したものでございます。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、28ページからの「給与費明細書」に記載しており、特別職につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費に充てるため、町長、副町長及び教育長の6月支給分期末手当265万2千円を減額しております。

一般職につきましては、総額で1,867万9千円の追加となっております。これは、主に遺跡の本発掘調査に係る会計年度任用職員の増加によるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第41号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

33ページ、歳入歳出に、それぞれ28万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,908万6千円としております。

40・41ページ、歳入には繰越金の前年度繰越金に28万2千円を、42・43ページ、歳出には保険給付費の傷病手当28万2千円をそれぞれ追加しております。

これは、被保険者の給与所得者が新型コロナウイルスに感染した場合、傷病手当を支給するものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、会議日程資料の14ページをご覧ください。

議案第42号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計への繰り入れについて

一般会計から上水道特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算書をご覧ください。

議案第43号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について

45ページ、収益的収入に955万2千円を追加し、総額を1億6,248万9千円とし、収益的支出に1,061万7千円を追加し、総額を1億4,748万3千円としております。

また、資本的収入には、1,292万4千円を追加し、総額を7,743万9千円、46ページ、資本的支出には1,406万2千円を追加し、総額を1億2,027万1千円としております。

50・51ページ、収益的収入には、人事異動により増員となった人件費分として、一般会計繰入金に955万2千円を追加しております。

また、収益的支出には、原水及び浄水費に溶存オゾン濃度計修繕工事106万2千円、総係費に人事異動により増員となった人件費として総額955万5千円をそれぞれ追加しております。

52・53ページ、資本的収入では、国庫補助金の増額により、生活基盤施設耐震化等交付金184万3千円追加しております。

また、同交付金の追加により、事業費が増額なったことから、企業債の生活基盤施設耐震化等事業債730万円、一般会計出資金の生活基盤耐震化等出資金92万1千円をそれぞれ追加しております。

工事負担金の消防設備等負担金286万円の追加は、消火栓を整備するための一般会計からの負担金であります。

資本的支出につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る委託料及び工事費、消火栓整備に係る委託料及び工事費として総額1,406万2千円を追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決・ご承認下さるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案等に対する質疑を行います。

始めに、日程第5 承認第6号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって承認第6号についての質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第38号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって議案第38号についての質疑を終わります。

次に、日程第7 議案第39号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 国民健康保険条例の一部の改正のところで実は一点確認として、これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に関わるというところ、ここの国保のみの対象、国保世帯しか対象にならないのかというところを、読んでいくと3のところ、最高等級の標準報酬月額30分の1というところは、おそらく50級の39万円に相当すると思うんですけども、その3分の2を超えるときはその金額とすると書いていて、これは上限を設けないという意味合いなのかというところを二点確認させてください。

保健課長 一ノ関一人 一つ目のご質問ですけれども、これは国保加入者の中でしかも給与所得がある方が対象となります。対象者については244名となっております。

それから、その中で最高等級の標準報酬月額、これですけれども参考までですけれども、その金額については139万円となっております。その30分の1が一日当たりの金額となっております。それが46,330円、それに3分の2をかけるとその手当の一日当たりの金額が出てきます。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありませんか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 予算書の5ページ。（他議員に、まだ議案39号だと指摘される）

議長 村井 剛 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって議案第39号についての質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第40号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について、の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 補正予算書の5ページ、2年度にわたって14億5,3206千円の庁舎建設の予算を組んである訳なんです、令和2年度に4億3,793万6千円となっております。

これ総額が14億5,3206千円の額は確定したのですか。これが一つとそれから4億3,793万6千円のこの内訳、この明細の資料は出せるものですか。その二点について伺います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、額が確定しているかということでございますが、

予算議決後に入札を行ったり、それから監理業務につきましては入札ではなく個々にやっていきたいと思っておりますので、契約はまだ済んでおりませんので確定しているかと問われれば、確定はしておりません。

なお、この年割額の金額でございますが、総額の14億5,3206千円の金額につきまして、2年度は3割の事業を予定しております。その3割分を2年度、残り7割を3年度に実施することにしております。

なお、改善センターとの連絡通路につきましては、この金額には含まれておりません。令和3年度の事業実施となります。以上です。

7番 加藤千代美 3割という数字の中身ですけども、3割の中身について我々は知りたい訳ですよ。それはいつ入札するんですか。

総務課長 小野良幸 建物ですので基礎工事から始まります。全体の3割を今年度を実施したいということでございます。この後、予算が議決なりまして入札を行いまして、仮契約を行いまして、実際の工事契約の際にその工程はお示ししたいと思っております。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 ちょっと私も出来る範囲で調べてみたんですけども、自信がなくて教えてください。というのは地方債の関係です。ここに第3表ありますけども、この考え方をちょっとというのは、緊急保全事業いわゆる市町村が役場を建てるための事業ですけども、これは緊急性があるという風なことで、災害とか地震とか今までのことで急遽これ出来たのだと思っておりますけども、その関係でいわゆる従来は役場庁舎はあまり補助金もなく、何もなくて、ただお金を借りるという風なことでやって来たものだと思います。

ところが今ここに挙がっているのは、我々のところもしょっちゅう挙手上がっている訳じゃないので、いわゆるその設計が56年前だとかいろいろな問題があって、対象になってると思います。

ただここで、いわゆる平成29年度に創設された今の事業、これだという解釈をしてよろしい訳ですね。

そうすると、ここに説明もありましたけれども、事業年度、私の調べた範囲でちょっとこれからもしかすると違って来るかもしれません。事業年度が29年から32年度までと書いたものでは、令和2年だと思いますけども、令和2年度にやる事業、ただし、継続事業がどうなのかという、私そこまで分かりません。

この関係ちょっとお知らせしていただきたいなと思っております。だからこの事業費は言うなれば、新しい29年度に仕上がった基金に基づいて起債を対象して、これからお金を借りるという風になる訳ですが、この関係で今話したように29年度創設されたものと解釈してよろしいですか。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問ですが、おっしゃる通りでございます。

なお、継続費で来年度分につきましては、この制度の対象期間外にはなりますが、今年度中までに事業を進めた場合には、継続事業分についても該当なるということは確認しております。以上です。

9番 近藤美喜雄 それでですね、あの実は事業内容、これ従来のもは先程言いましたように起債だけという風なことで、財政支援は無い訳ですが新しい29年度から出来上がったものに二つの特徴があるように思いました。

一つは起債の充当率が違います。これ従来75%が90%に上げてますね。

ですから、これはまともに今のあれを当てはめると、かなりの額が違ってきます。

それからもう一つは、財政支援はあるんです。財政支援はあるというのはどういう風なことかという、交付税算入されるということですね、この交付税算入の考え方はおそらく出てるかもしれないけれども、地方債の対象事業費これまるまる対象にはならない訳ですから、先程言ったように75なのか私はまず90だと思っておりますけども、75でも90でも対象になった場合に、その75%に対して元利金を含めて、いわゆる30%これは交付税30算入するということが書かれていますね。

だからそうすると、ここに上がっている資料は75%の対象という風なことです。数字が大分変わってくるのではないかと私は思っています。

ですからその点をちょっと確認させてください。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございます。制度上の充当率は90%まで認められております。今回、75%の充当率で計算して予算計上したのは、起債の対象外経費必ず出て参ります。その分を予測してある程度少なめの充当率75%で計算して参っております。もう一つは、町の財政の将来を考えた場合に、交付税措置3割あるかもしれませんが、今年度考えた場合に、いくらでもやはり起債の額は減らしたほうが将来のためにはいいと思っております。本来、庁舎建設につきましては町の基金、積み立てた金額で建設することが昔からの相場でございます。今回のこの起債の制度がありましても、その充当残につきましては基金から積み立てたものを充当しなさい、という指導がなされております。そういうことを総合的に勘案いたしまして、充当率90%ではあるんですけども、75%で計上したということでございます。以上です。

9番 近藤美喜雄 今の考え方も、なるほどそういう考えもあるかもしれませんが、ただ、建物、役場庁舎を建てるに当たっては、全てが対象になるというものではない、対象外のものも出てくる、これはもう査定の段階で分かる訳ですから、我々が落とすとか落とさないとか適当にやるものじゃない、そうするとやはり起債の対象にする、なる額の90%これを起債として対象とする、というのがこれが上等ではないかと私は思ってますね。それがどうして自分方でその外もあるだろうか、あれもあるだろうかということで、適当に70%に落としているのは、新しい制度に90に変えたというのをわざわざ書いてるんですよ。これを生かさないうで、どうして70に勝手に落とすのかということが、私はちょっと理解出来ない今の段階では。まあこれはね、後から今基金の活用だとかというのはそれはもう当然書いてます。役場庁舎基金をやった訳じゃないけれども、財調を活用してやるというのはこれは上等だと思います。そうすると、後々この75%の中に90%最初入ってきて、それが75%を支援対象としている、そしてさらにその30%を応援してあげましょと、こうなってるのですからやはり90の内容を出さないとだめだと私は思ってます。そうすると町はやっぱり苦しい訳ですから、やはり最初のスタートは90でやっぱり出していかないと、これはやっぱりまずいなと、勝手に75に前に昔のようなやり方に戻していくというのは私はちょっと控えるべきじゃないかと思ってます。まずこれは意見が分かれるかもしれませんが、いやいや勝手に対象外もあるから75に落としてるんだと、こういう風な考え方でいいのかと、私はあまり賛成出来ないと思います。まず私の考えです。

議長 村井 剛 特に答弁ありませんね。他にありますでしょうか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。15ページの新庁舎建設工事ですけども、新庁舎は今の現在の役場前駐車場を使うので、来客用駐車場が無くなるということで、先に来客用駐車場を造ると前聞いてあったので、そこの新庁舎建設工事の概要について教えてください。それが一点です。それから21ページの訴訟弁護委託料ですけども、この訴訟の流れなんですけれども、双方争えば地裁、高裁、最高裁まで行くという流れの裁判なのか、裁判所の斡旋調停で終わる段階の裁判なのか、そこ辺りの裁判の流れというのを教えてください。この二点教えてください。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 新庁舎建設に伴う駐車場の考え方でございます。工事が始まれば来庁の皆様正面の方に駐車出来ませんので、取り敢えずはこちらの北側の職員が置いている駐車場を来庁者の方から駐車していただきます。道路を挟んだ大道公民館前、それから車庫でございますがこちらも順次工事を進めて参ります。ただ解体が出てきますのでそこら辺は来年度当たりになる可能性があります。駐車場の方は以上であります。

議長 村井 剛 次に裁判。9番、10番、私語を謹んでください。千田産業課長。

産業課長 千田浩美 最後まで争うかということでございますけれども、まだ第一回目の口頭弁論も終わ

ってませんので、まだそこまではちょっと想定しておりません。

議長 村井 剛 はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番です。一点だけ教えてください。浦大町の臼が口の件ですけれども、歳出が文化財保護費として3,504万出てます。そして歳入の方に2,838万円の交付金が入ってます。600万程の差額になるんですけども、この600万というのは町の持ち出しになるのでしょうか、教えてください。

議長 村井 剛 落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えいたします。歳入については対象経費ということで決められておまして、歳出の3,500万相当からその対象となる経費を除いた分に対しての92.5%が補助金として入って参ります。その残りについてですけれども、一般財源での負担となります。

議長 村井 剛 他に、はい7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 再度確認しますけども、新庁舎のことなんですけど14億5,300万何某の金の30%が予算措置した訳なんですけど、この14億5,000万が確定していないということでしたよね。そうですね、そうするとこれはまだ負担の可能性があるということですか。

総務課長 小野良幸 この金額につきましては、昨年度実施した実施設計の方から出ております。事業始まる前に議会の皆さんの方に総額ということで、14億6,300万という金額をお示ししておりました。

今回これが1千万備品購入費から工事費としてやるのが妥当だということで、こちらの工事費を1千万増やして、14億7,300万という金額で進めております。

実施設計につきましても、その範囲内で収まったところでございます。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 すいません。3款、民生費のところ認定こども園の施設整備事業補助金というところで、98万7千円が含まれております。ちょっとこの中身を簡単に説明していただければと思います。

議長 村井 剛 齊藤福祉課長。

福祉課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えいたします。八郎潟たいようこども園において、3歳以上が入園しております旧幼稚園舎、おおよそに設置されております遊具の更新に充てる金額でございます。

4月、遊具の保守点検を行ったところ、滑り台やジャングルジムなどで構成されております遊具1基に不具合が生じているということが判明いたしました。修理しての使用も考えましたが、それについては大変困難であるということでしたので、撤去対象としております。

園児の安全のために、使用は直ちに中止しており、現在もそのように対応しておりますが、秀麗会と協議した結果、既存遊具の撤去と子どもたちが安心して遊べる新しい遊具の設置を早急に整備する必要がありますので、この度計上した次第でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって議案第40号についての質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第41号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって議案第41号についての質疑を終わります。
次に、日程第10 議案第42号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計への繰り入れについて、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第42号についての質疑を終わります。
次に、日程第11 議案第43号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第43号についての質疑を終わります。
次に、日程第12 陳情について、を上程いたします。お手元に配付しております陳情は、3件であります。
提出された議案・承認並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室を報告させます。

議会事務局長 相澤重則 第1委員会室で教育民生常任委員会、第2委員会室で総務産業常任委員会を開催していただきます。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午前11時24分)

令和2年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 令和2年6月10日 (水)

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
なお、本日の最高気温が30度近くになると予想されていますので、一般質問に当たってはマスクを外しての発言と、苦しい時は上着を脱ぐことを許可いたします。
日程第1、これより一般質問を行います。始めに2番 柳田裕平君の一般質問を行います。はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。私の今回の質問は、新型コロナウイルス感染症について一点だけでございます。
質問に入る前に、この度のコロナ感染症でお亡くなりになりました皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。
それから感染して、闘病中の皆様には心よりお見舞い申し上げ、早期の回復を願うところでございます。
また、その治療に当たっておられる医療関係の皆様、大変ご苦勞をかけておりますが、感謝を申し上げたいと思います。
それでは質問に入ります。5月の中旬ですが、日銀秋田支店の短観が報道されてきました。最近のことですので、ご存知の方も多いと思います。
それによると、新型コロナウイルス、(以下コロナに省略させていただきます)の、感染拡大により3月の数値が、家計消費支出・新車登録届出台数・県内3つの港の輸出入額・県内有効求人倍率・県内2空港と新幹線「こまち」の利用客数等が軒並み落ち込んでおり、企業の景況感を示す業況判断指数が4期連続の悪化となっていました。
これに関連して、コロナは1～2か月の短期間ですぐに回復するのは難しく長期戦になるだろうとのことで、感染拡大をある程度防ぐ見通しが立った時点で少しずつ経済活動を正常化していかなければ、どうにもならなくなってしまうとの、秋田大学の教授が見解を述べておりました。
別の報道ですが、ワクチンの検定作業の進展が重要なポイントであり、収束については早くても来年の冬までは再発生の恐れがあるということも言われておりました。
そこで質問ですが、コロナの収束に向けては町当局としては、どのような見解でいるのかお伺いいたします。
次に、私も商工関係の仲間や友達と話し合う場がありますが、コロナについては先々の見えない状況なので不安が消えないというのが大勢であると感じております。
また、地方の中小企業では、コロナ倒産ともいわれる現象も出てきているようです。
この度のコロナでは、生活者や事業者の努力と行政の思いやりを保つことによって救われるケースも多々あるのではと考えております。
そこで、今回実施している町独自のコロナ関連地方創生臨時交付金についてですが、町民からは相応の評価を受けているようには感じております。
ただ、支援を必要とする新たな分野が発生するケースや、現在の支援対象になっている分野でも新たな支援を必要とするケースなどが出てくることも考えられますが、その点ではどうでしょうか。
町の財政事情や国・県の対応を見極めながらというのが前提になると思いますが、町としてもあらゆる角度から検討していただくようお願いしておきます。
そこで質問ですが、この新たな支援策について町当局の考えをお伺いいたします。
次に、これは5月下旬の新聞報道でしたが、コロナの感染が収束しない中で大地震や豪雨などの自然災害が起きた場合の対応について取り上げられておりました。
避難所をどう運営するのが、新たな課題として浮かび上がってきているようです。
県内25市町村の調査では、地域防災計画やマニュアルに感染症対策の記載があると答えていたのが16市町村で八郎潟町も入っていたようです。
ただ、インフルエンザや感染性胃腸炎など従来の感染症を前提としているとのことでした。最近では、避難所の運営マニュアルに密閉・密集・密接の3密に関わるころの一

人当たりのスペースの拡大や、避難者同士の距離を2メートル以上確保するなどを加える市町村が多かったようです。

そして、備蓄品については、マスクや消毒液の追加購入、非接触型体温計やビニール手袋、間仕切りのパーティション、段ボールベットなどが挙げられていたようです。

秋田県としても、密集が起きやすい避難所について、避難所での体調の判別に力点を置くとの考え方で感染症対策を盛り込んだ運営指針の策定を進めているようです。

その考え方が載っていましたので、簡単に整理してみました。

◎感染症対策について

- ・避難者が避難所に到着した際に、発熱や息苦しさ、味覚の有無など健康状態を確認する
- ・感染の疑いがある人や感染者の濃厚接触者が訪れ医療機関へすぐの移動が難しい場合は、学校の教室などを活用し、間仕切りで分離した区画で過ごしてもらう。トイレも一般避難者と濃厚接触者とで分けることを盛り込む。

◎また避難所の運営については

- ・世帯ごとの間隔は最低2メートル以上空けるようにする。
 - ・感染で重症化しやすい基礎疾患のある人や高齢者向けに専用スペースを設けるほか、医療機関が機能しない場合を想定し学校の保健室や教室などを活用した臨時診療所や臨時薬局を盛り込むことも検討する。
- その他の参考意見もありましたので幾つか紹介いたします。
- ・コロナ禍の中での避難は早めに考えなければならない課題である。
 - ・支援物資の配布を考えると、市町村は普段から自治会や自主防災組織との緊密な連携が求められる。
 - ・確実に安全な場所が確保できる人はなるべく避難所に行かないようにすることも求められる。

そこで質問ですが、本町「避難所の運営マニュアル」での自然災害とコロナ感染症の対応についてはどのような考えでいるのかお伺いいたします。

以上、項目で3つ程ですがよろしくお願ひいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。始めに、収束に向けての町当局の見解ですが、新型コロナウイルスは、各国で猛威を振るい世界経済にも大きな打撃となっております。

国内においても首都圏を中心に感染が拡大し、4月7日、7都道府県に緊急事態宣言が発令され、その後、全都道府県に拡大し、本県もこれを受けて、秋田県緊急事態措置対策方針を発表し、外出自粛要請、イベント・行事の開催自粛要請、施設の使用制限要請・休業要請、学校の休校措置など、今までかつてない生活への不安と社会経済に多大な影響をもたらしております。

現在、感染は縮小され、全国に発した緊急事態宣言は、5月25日に解除されましたが、都市部など地域によっては、一旦収束したものの第二波とも言われる新たな局面を迎えていること、無症状・軽症者の隠れ感染者の状況が不明であること、また、今後経済活動を段階的に緩和する方針を示しており、感染拡大に繋がることも危惧されます。

感染対策と経済活動は相反するものでありますが、感染者数等の状況は地域別に大きな違いがあり、本県のように感染者数が16名で4月15日以降発生していないことから、感染予防対策を徹底した上で、徐々に経済活動を再開すると共に影響の大きい事業所等へは国の迅速な支援が重要と考えております。

なお、有効治療薬やワクチンの開発までは、感染拡大の状況を注視しながらの対策を講じることと考えております。

次に、新たな支援対策についての考えですが、5月15日の臨時議会で可決頂いた一般会計補正予算にかかる各種の緊急経済対策をきっかけに、町内の経済活動が回復してくれることを願っています。

ところで、議員ご指摘のように支援を必要とする新たな分野や追加の支援策については、町民皆様の声を収集しつつ、国の第二次補正予算にかかる事業内容・規模及び地方財政負担分の考え方を見定めながら、適正な支援ができるよう努めて参ります。

次に、自然災害とコロナ感染症対応についてのご質問ですが、災害発生に伴う避難所については、密集した空間の中で集団生活等により新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする感染症のリスクが高まる危険性があります。

避難所が3密状態になることを防ぐため、指定する避難所に限らず、可能な場合は親戚や友人宅などに避難することをすすめ、また、自宅に留まり安全を確保することも避

難行動の1つと考えられます。

自然災害の時にどうすればよいのか新型コロナウイルス感染リスクも踏まえ、日頃からの備えと災害時の避難行動を改めて確認し、その時の状況に応じて避難所を開設し、万全を期し対処いたします。

備蓄物資の充実等の対策では、従来備蓄しているもののほかに、非常持ち出し品として、マスク、体温計、ビニール袋、アルコール消毒液など準備出来るものは準備を重ねて参りたいと思います。

2番 柳田裕平

どうも有難うございます。そこで再質問でございますが、ちょっと具体的なことをお伺いしたいと思います。

私の気持ちは一日、一年でも早く収束してもらいたいという思いであります。

各々が油断をしないで、3密を心掛けるあるいは行政は早期対応体制を心掛ける、先程も述べましたが、収束に向けてはワクチンが出来るまでの、第二波、第三波に向けたこの後1年位の中長期的な予防対策が有力であると思います。

そこでPCR検査なんです、PCR検査というのは相談、主体採取、検体採取、検査というウイルス検査に必要な3つのプロセスがあるようですが、町としても今回の事例を参考にしながら、町民が速やかに検査を受けられるようなマニュアルを検討しておくことも必要ではと考えますがどうでしょうか。

もう一つは、今後の課題を検討するために、医療や感染症、福祉の分野で知識のある方々も含めて、コロナ予防対策の検討会議も考えてはどうでしょうか。

これが収束に向けての2つ、私の具体的な質問でございます。

それから次の町独自の新たな支援のところでは、今すでにコロナ倒産やコロナ解雇現象が出ているようですし、影響を受ける側からすればなるべくにしなければならない、というのが現実なところであるようでございます。

したがって、町民が何を一番必要としているのかを、正確に見極めることが必要であると考えます。

一例として県内社会福祉協議会でも、緊急小口資金特例貸付金というのがありますが、この申請が増えているとの報道もありました。町の財政事情もありますが、スピード感を持って支援対策を進めることをお願いいたします。

そこで一つだけこの中で、中小企業事業継続支援金30万円ですか、についてちょっとお伺いしますというか確認いたします。

これは6月1日の全員協議会の説明では、商工会会員及び飲食店のみの対象になってあったような気がしたんですが、そういう風を書いてあったと思います。

5月21日に申請書類を送って、5月の29日時点では支給決定が22事業所であったというような報告も書いてありました。

と言うことはこれを見ますと、商工会会員を対象とした支援の方々に申請書類を送ったという風に受け止めました。この前の6月1日の町広報では、事業を営む中小企業及び個人事業主を対象とすると、ちょっと文言が変わってきてましたので、これどちらも6月末の申請期限ですので、後からこういう枠組みが変わったのかなというような感じもしましたので、そこら辺ちょっと確認のためにお答え願いたいと思います。

それに関連して今回のこの資金のちょっと分からないところが数字がちょっとデータか分からないので、申請対象になった方が何名位なのか、それからそれに申し込みした申請者数が何人位なのか、結局、支給の決定を受けたのは何人位なのか、その数字もし分からなければ通告もしてないので、後からでも教えて頂きたい、それでちょっと町の動向というのを知りたいなということでお伺いしたいと思います。

それから3つ目の避難所の運営について、コロナと自然災害ということでいろんな考え方があってと思います。本町の場合は現在の避難計画を基本にしたがの対応ということになるのかなと考えますが、そこで一昨日ですか新聞報道で国交省が避難施設を増強する方針を固めたとありました。

何かコロナの予防のためのスペース拡大といった密集対策を後押しするとありました。避難所を追加したり、開設する箇所を増やしたりする取り組みを支援するそうです。

そこでこれ私の個人的な考えなんです、以前に八郎潟小学校、元の体育館を将来避難所にするような考え方もあったような気もいたしますので、私の発想なんです八郎小学校を旧校舎を改修して、地震、豪雨、感染症などすべての災害に利用出来る総合避難所兼コミュニティ施設という形で利用することも考えてはどうでしょうかと、これ私の考えでございますので、そこら辺もし町長の考えあればお伺いしたいなと思います。

以上の点について再質問でお答え頂けるところだけで結構でございますが、お願いいたします。

町長 畠山菊夫 全体的なことだけちょっとお話ししますけども、感染拡大防止は町単独で出来るものではございません。広域での対応となりますけども、国の発言がありまして県がまたそれに対してどうするのか、私共は県の要請に従って行動すべきことは対策して基本的にはです。これから南半球の方もこれから感染拡大が続くと予想されておりますし、最近のワクチン開発にも5、6年はかかるだろうという専門家の意見もございますので、この対策というのはいまもう長期的に見ていかなければだめだろうとは思っています。

小学校の体育館のこれ避難所としての活用は、これは当然やって行かなければとは思っております。数字に関しては、今担当の方から申し述べますけども、町の支援対策これについての支援に関しては、村井議員さんもお質問されておりますので、その中で報告して参りたいと思います。

議長 村井 剛 まだ答弁の方あるようですが。はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 中小企業の支援金の関係でございますけれども、全員協議会、臨時議会の時もありましたけれども、私が答えたのは商工会の会員さんそれと飲食店、会員でない飲食店こちらについては郵送すると、商工会以外の事業者がどの位いるのかということ、こちら把握しきれいていませんので、それについては広報等で申請してもらうということでございます。以上です。

保健課長 一ノ関一人 先程PCR検査等のマニュアル等についてのご質問がございましたけれども、このPCR検査については、県の指導で行っておりますので、その辺のマニュアル等の作成については、現段階では出来ないのではないかと思いますけれども、県の方とも相談しながらこの件について相談して対応出来るかについては、協議して参りたいと思っております。

2番 柳田裕平 はい、どうも有難うございました。細かい数字後の方でまたお聞きしますので、ただ一つだけ参考までに私の調べた数字がありますので、現在、商工会の会員は八郎潟町で約150人位、その他の加入していない事業者で100名位あるようですので総体でまずその250名位を目途にしてやったのかなと、私の判断でございますので一応そこだけ申し上げておきます。

これで終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。8番 村井議員。

8番 村井 昇 どうも皆さんおはようございます。8番の村井昇です。私からは一問一答方式で3つの質問をしたいと思っております。

私の質問は議員に対して説明している部分もありますが、先程、質問した柳田さんと重複する場面もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

表題はコロナウイルス対策ということで、対策はどのようにしているのかということで、皆さんもご承知の通り毎日テレビ、新聞で、この頃落ちてきた訳ですが、話題はコロナウイルスで世の中が停止状態だったと私は思っております。

町でも郷土芸能や祭り、町民運動会、一日市盆踊りが中止になり、人が集う場がなくなった気がしました。高齢者が楽しみの場であったゲートボール場や集会場も閉鎖され家の中で閉じこもっているお年寄りが多くなったような気がします。

また、商店や各事業者の客足が減り、特に建設工事の関係する水道、電気などの業者も仕事がなくなり、毎日が大変だという話を聞きました。

また、個人の事業者も仕事が少なくて、困ったものだと言いました。東京に本社がある会社は仕事がなくなり毎日が大変だと話しておりました。

このような状況に対し、町で独自の支援を行っていると思っておりますが、どのような支援をし、どの位の金額を支援したのか教えて下さい。

また、先般、町の広報等で掲載されました町独自の支援方法が載っていた訳ですが、令和2年5月15日より受付を開始された、特別定額給付金については5月中に何世帯何人分の申し込みがあったか、5月中でよろしいですので教えて下さい。

私達には連絡して聞いておりましたが、あれは5月28日までの分であったような気がします。その後、何人が増えて最終的に件数はいくらになったのか教えて下さい。

また、小中学校が休校になり、学校関係で働いている臨時職員やパートの方は大変で

あったと思いますが、町からの補助・支援はあったのかそこら辺も教えてもらいたと思います。

まず、一つ目はコロナウイルスの対策ということで答弁をお願いしたいと思います。

町長 島山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

5月15日の臨時議会で可決された一般会計補正予算（第3号）にかかる町独自の各種緊急経済対策ですが、6月1日の議会全員協議会でも資料を配布しているとおおり、大きく分類して7つの事業を実施しております。

その内容につきましては、前年対比で売り上げが2割以上落ち込んだ事業者に対し、一律30万円を支給する「中小企業事業継続支援金交付事業」、高校生を除く18歳以上の町民に一人当たり3千円の地域商品券を交付する「地域商品券交付事業」、児童手当に1万円並びに児童扶養手当に2万円を上乗せ支給し、また認定こども園保育料を一年間分無償とする「子育て世帯への応援給付金事業」、高校生に3万円、大学生に5万円を支給する「学生生活支援臨時交付金事業」、令和2年4月28日から令和3年3月末日までに出生した子の保護者に、一律10万円を支給する「子育て支援臨時交付金支援事業」、図書館の蔵書を増やし、希望者に郵送で図書を貸し出しする「図書館パワーアップ事業」、町内事業者のお持ち帰り・宅配を支援する「テイクアウト・宅配推進事業」であります。

この他に、公的機関等に消毒液を配備したり、主だった公的機関等へのマスク配布を行ったりしております。

支援金額ですが、中小企業事業継続支援金については、6月3日現在で45件の申請のうち、43件1,290万円の支給決定を行っております。

子育て世帯への応援給付金事業につきましては、児童手当上乗せ分が対象児童484人中、465人、国制度と合わせ930万円、児童扶養手当上乗せ分が対象世帯36世帯中、34世帯に68万円に6月5日、支給しております。

学生生活支援臨時交付金にあつては、6月3日までに9件、37万円を支給決定しております。

国の定額給付金の支給状況ですが、6月8日までの支払い分で2,283世帯、5,360人、93.9%であり支給額は5億3,600万円となっております。

また、学校関係で働いている会計年度職員に対する補助ですが、ご報告してまず通り4月22日から休んだ場合に、報酬の8割を保障しております。以上でございます。

8番 村井 昇 八郎瀧町緊急支援対策として、中小企業事業継続支援金が支払われる訳ですが、個人事業者にも町独自の支援金30万円が交付されます。

ただし、事業収入が120万以上とあります。人口減と高齢化が進み、地域の小さな商店では120万円も大きな数字になると思います。この減少は多少なりとも町にも責任はあるのではないのでしょうか。

今まで地域や町のために何十年と頑張つて、120万円に満たない個人事業者や商店に支援金10万円でも20万円でも支払ってもらえないものでしょうか。

私は今まで店を止めないで、頑張っている個人事業者や商店にも事業継続支援金を支払うよう考えて欲しいと思います。町長の考えをお聞かせ下さい。

町長 島山菊夫 支給に当たっては議員の皆様にご報告をしながら、対策を講じた訳ですけども、その120万円の決定に関しては、いろいろ町も考えました。小規模事業者でも頑張っておられる方々もおられます。その対象を加減どこまでやったらいいのか、例えば50万円、40万円までやったら何軒おられるのかということも調べました。大分こうおります。

ただ、年間の売り上げが120万以下の皆さんに30万円の給付、これはあくまでも今回のコロナ緊急対策、経済対策でございますので、いろいろ100件を想定しながら30万円という想定を当初から目論んでおりましたので、その辺はちょっと幅広くやるとなると、かなりの予算額になるということで、そのような決定に至った経緯でございます。どうかご理解頂きたいと思っております。

8番 村井 昇 何と言いますか、30万円を支援してやるじゃなくて、10万円でも20万円でも支援出来ないものかと、私は言ってる訳です。他町村の話をお聞きすると、全部の店に一律な訳ではないと思いますが、差をつけて配ったという噂も聞きますので、何十年も店やって町に貢献しながら、かなり高齢化になってきて、この通りこういうことが発生すると客もあまり入らないし、大変だと相談を受けました。

本当にこういう人方を、町に対して尽くしてきた人方を救う術がないものかどうか、

こういうことを少し行政でも考えてもらいたいなと私は思いますが、どういうものでしょうか。

町長 畠山菊夫 この後、国の方でも第二次補正予算、どういうものが該当するのかいろいろ考えて対処しなければいけませんけども、この緊急対策で30万円、これが100件を見通しておりましたが、これが超えるのか以下なのか、そういうことも見ながらそれも検討して行ってもいいのかなという思いはあります。

8番 村井 昇 是非、私の質問を考えてもらいたいと思います。

コロナウイルスについては、しばらくまだまだかかると私は見てます。私は時が解決すると思いますので、互いに注意して一日でも早く元の生活に戻ることを願ひまして、一つ目の質問を終わります。

続いて、二つ目の質問ですが新庁舎の建設は、ということで二つ目の表題を載せております。令和2年度の今年9月より新庁舎の工事の着工になる訳ですが、町民の皆さんはいくらかかるかほとんどの方が知らないと思いますので、町の広報等で教えてもよろしいのではないかと私は思っております。

当初の予算では、私の記憶では12億数千万であったような気がしております。

現段階では前に議員の方に教えてもらったのは、14億7千万程かかるようになっていく訳ですが、上がったのも今回の議員の集まりで知ったので、私はそれまで12億数千万だと思っております。

私の勉強不足もあるかもしれませんが、大分跳ね上がったなと思っております。

今はコロナウイルスの影響で工事がスムーズに進むのか一番心配です。皆さんもご承知の通り、中国や外国からの資材が滞る中、果たして必要な資材が納入されるものか、また輸送や人件費も首都圏が中心で、資材や人件費は高騰するのではないかもものすごく気にしております。

こういう状況の中で、新庁舎建設に向かうのは何か問題があるような感じも致します。

もう少し世の中が落ち着くまで待ってもよいのではないかなと思っておりますが、議員の皆さんも承諾している中で進んで行くものですから、これは仕方がないのではないかと逆に思っております。

今はコロナウイルスで町民の仕事も減り、所得も減り大変な時期だと思っております。東京オリンピックも延期、また各種スポーツ大会も中止や順延となる中、大変な状況だと私は思っております。

新庁舎建設に向かうのは時期的に問題があるのではないかと考えているし、町の考えを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 新庁舎建設に要する費用ですけども、建設工事をご承知の通り農村環境改善センターとの連絡通路工事込みで、総額14億7,300万円と見込んでおり、議会にお示しした金額より1千万増額となっております。

これは備品購入費と工事費の組み換えによるものであります。6月補正予算案では2カ年の継続費を設定し、本年度の工事費を総工事費の3割、4億2,930万円としております。

設計監理費用ですが、総額を2,220万6千円とし、工事期間18か月のうち今年度7か月分の863万6千円を6月補正予算案に計上しております。

新庁舎建設に向かうのは時期的に問題ではないかというご質問ですが、建設業は社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、その社会的使命を果たしていく必要があり、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針では、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置付けられております。

また、建築費用は、毎年度資材や労務単価が改定となり、工期が遅れば遅れるほど、費用は上昇を続けることとなります。

特に新庁舎完成後は、現庁舎の解体工事、町道の拡幅工事、駐車場整備工事などを予定しており、たとえ一年延長になったとしても、事業費の上昇分は相当な額にのぼるものと考えております。

以上のことから、新庁舎建設は予定通り進めて参ります。

8番 村井 昇 先日の資料ももらった中で、新型コロナウイルスの影響は毎年上昇している建設単価の動向により変更となる場合もありますが、必要最小限の支出とすべく、創意工夫し令和4年5月新庁舎に向けて事業を進めて参りますということで、それはそれで結構ですが、最小限の支出を創意工夫とありますが、どういう面で節約していくのか、また建設単価の

動向により変更となる場合もあるとありますが、どういう形で変更になっていくのかそこら辺も聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長、この前の6月の報告資料の中に入ってる文面を読んだ訳です。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございます。節約の方法でございますけれども、現在実施設計が終わりまして、その予算の範囲内でやっていただくということになります。変更があった場合、どんな変更かということなんですけれども、取り敢えずはちゃんと入札をして、実施設計に基づいた庁舎建設を目指していくことになるんですけども、新型コロナの影響で、例えば資材等が中々入ってこなかったりといった場合の対応については、順次ご相談に応じていくということになるかと思っております。以上です。

8番 村井 昇 これ資材が入ってこなくて事業が伸びた場合、この負担とかそういうのはどういう風になるのですか。

総務課長 小野良幸 国からそういった場合のケースについて、指針が通知来ております。期間につきましては、それ翌年度に繰り越して事業が出来るという風な説明でございました。

なお、費用につきましては、契約金額内で対応していくということになります。以上です。

8番 村井 昇 まず、分かりました。最後になりますが、3つ目の質問として多面的機能支払交付金の返還金の未回収について、伺いたいと思っております。

3月議会でも多数の方より質問がありましたが、令和2年3月31日までの返還金と聞いておりましたが、一日市保全会、真坂保全会は返還したと聞いております。

八郎潟保全会の300万はまだ返還されていないということで、この後、どういう形で回収するのか教えて下さい。国と県には町が肩代わりして返納した訳ですが、もし回収出来なかった場合、誰が責任を取るのですか。

また、6月中には令和2年度の交付金は支払われるのですか。例年ですと支払われる訳ですが、このような状態でも八郎潟保全会に支払われるのか、常識で考えると町からも多額の多面的機能支払交付金が出ている訳で、町は指導的な立場にあると私は思っております。このようなことはあってはならない問題だと思っております。

このような状況になったのは、八郎潟保全会、また町当局にも落ち度があったのではないのかなと私なりに思っております。

先般、今後、裁判になる可能性もあるということで、お知らせをいただきましたが、今後、裁判となれば多額の経費と時間がかかると思っております。

八郎潟保全会は経費は交付金の中から対応となると思っておりますので、私達農家にとりましては、事業規模の縮小にもなり兼ねないと思っております。

現段階での町の対応と今後の見通しについて、お聞かせ願いたいと思っております。

町長 畠山菊夫 一問一答方式でありますけれども、一括して答弁してもよろしいでしょうか。

それじゃ一つ一つ答弁して参ります。最初に返還金の回収についてでございますけれども、先の3月議会定例会でも答弁しましたが、真坂、一日市については既に旧八郎潟保全会の通帳に入金となっております。

しかし、通帳の印鑑の引き渡しに際しても、未だ町へは入金となっていません。今後については、先般4月30日付けで八郎潟保全会が町を被告として「債務不存在確認請求事件」として裁判所へ訴状を提出しておりますので、裁判の行方をみて判断して参りたいと思っております。

回収出来なかった場合、誰が責任をとるのかということでございますけれども、町では裁判の行方もありますので責任問題については、今はお答えできません。

6月中に令和2年度の交付金は支払われるのか、またこのような状態でも八郎潟保全会に補助金が支払われるのか、というご質問ですけれども、今年度の交付金については八郎潟保全会以外の団体については、例年通りの支払いになる予定でございます。

八郎潟保全会については、支給を止めることが出来るかどうか、県及び国への確認段階にあります。

このような状況になったのは、八郎潟保全会、町当局にも落ち度がなかったのかどうかについては、去る3月定例議会でも答弁しましたが、町では6月に秋田県及び秋田県土地改良事業団体連合会の担当職員の立ち合いのもと、一日市地域保全会、八郎潟保全

会、真坂保全会に対して、返還金は令和元年度の交付金で事業充当するよう説明しています。これは、国・県でも認めております。

一日市地域保全会と真坂保全会が町の説明に対し返還金の返還に応じているので、町としては落ち度はなかったと思っております。

現段階での町の対応と見直しについてでございますけども、まず八郎潟保全会の裁判費用についてでございます。裁判費用に関しては交付金の中からの支出は目的外使用に当たります。

昨年度においても一部弁護士費用として支出された形跡があり、これについては是正するよう通告しています。

今後の対応については、裁判経費はもとより、不必要な事務経費が支出されないよう指導を継続していく考えでございます。以上でございます。

8番 村井 昇 いずれにせよ真坂、一日市は6月中に支払われる予定な訳なんです。八郎潟保全会は現段階では保留の状態ということで理解してよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 答えた通りです。

8番 村井 昇 このような状況になると、八郎潟保全会の組合員にとりましては、非常に事業も進まないだろうし、農家にとっては不利益な環境になると思いますので、どうか早めに説得また指導して返還金を収めてもらい、スムーズに事業がいくように一つお願いして私の質問にしたいと思っております。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。2件ございます。

一件目は米生産の目安を増やす提言であります。

今から6年前くらい前に、五城目町で秋田県自民党県会議員団幹部の方とお話をする機会がありました。私は国の減反政策が廃止されればどうなるのですか、と聞いたところその方は秋田県農業は強くなる、と言われました。

その意味はブランド力の強い秋田米を売り込めるチャンスが来るから秋田県農家にとっては良いことだ、というようなことだったと思っております。その言葉はずっと頭の中に残っていました。

秋田県が裕福になるには、県外からお金を持ってくるようにしなければいけません。

秋田県内の中でぐるぐるお金を回しても裕福にはならないのです。

そういうことから考えれば、減反政策廃止に伴って秋田米がどんどん売れて都市圏から秋田県へお金が流れてくるのではないかと。これが先に述べた秋田県自民党県会議員団幹部のお話の意味だなどと思っております。

いま農家には、米生産の目安が届いています。これは秋田県再生協が全市町村に示しそれに基づいて八郎潟町再生協が了解して各集荷業者に示していきます。

地域の考えではありません。この米生産の目安は任意ですから強制力はありません。

しかし、ほとんどの農家はこれに従っています。主食米として食卓に上がるのは57%、後の43%はせんべい、味噌に使われる加工用米あるいは使われなければエサとなる備蓄米です。備蓄米は5年保管して使われなければエサ米になりますから、そういう備蓄米です。

米どころ秋田のお米が生産量の6割未満しか主食用に回らないというのも驚きです。

秋田県では2022年から新しいお米がデビューします。価格の高い主食用米をもっと作れるようにしていくべきです。

秋田県再生協では秋田米の売り込み戦略を作って、販路の拡大をして米生産の目安を増やして、秋田県農家の収入を高めていく計画はないのでしょうか。

明治のころは北海道では米は作れませんでした。でも現在は気候の変化や稲作技術の向上、新品種の開発で北海道でも米作りが盛んです。

近年売り出されたゆめピリカは、宣伝効果もあって販売が大きく伸びています。北海道に学ぶべきところはあります。

私はそういう計画もなく、毎年全県市町村一律に4割を超える米生産の目安を提案する秋田県再生協であれば、それに参加しないことにしたほうが良いと思っております。つまり脱退ですね。昔の話をすれば平成21年の八郎潟町の転作率は34.4%でした。概略3割減反ですね。今は4割減反ですけども。

増え始めたのは平成22年からだと思います。2009年、平成21年に当時の民主党政権の赤松農林大臣が農業者個別所得補償制度を始めるにあたって、秋田県が転作割り当てで大潟村にペナルティを科した場合、秋田県全体を個別所得補償制度の対象から外す、と発言してからだと思います。

ペナルティというのは転作未達成分を翌年に積み増しすることです。大潟村は約半数の農家が転作していませんでしたから、計算上は200%も300%もなるのですが、きりがないので秋田県では50%で抑えていました。

2010年、平成22年から赤松農林大臣の発言を受けて、秋田県は大潟村の転作率50%を下げる代わりに、全県市町村の転作率を上げました。さらにその後、県は転作率の平準化を始めたので、全県一律の転作率になっていきました。

八郎潟町の転作率が上がった原因はこれです。私は秋田湖東農協や集荷業者の過去の実績を見れば、米生産の目安は7割以上に出来るだろうと思います。

あるいは、販売力があれば8割以上、9割以上主食米で売れるというかもしれません。過程ですが、全量主食で売れると言うかもしれません。これは私聞いた訳ではないですけれども、想像ですけれども。

秋田県再生協から脱退して、八郎潟町再生協独自の路線を進むことを提言いたします。さらに言えば、八郎潟町は転作業務から撤退することも提言いたします。

昔は減反政策は国策で農政の最重要課題でありました。転作達成率100%以上は絶対必要なことでした。私も在職時は転作未達成農家を回って、青刈りをさせたこともありまして、農家から大変恨まれたこともありまして。

今、国は減反政策から手を引いています。つまり行政は関与しないということです。

ですから町も関与しなくてもいいと思います。産地交付金事務は転作事務になって、補助金事務ということの位置付けで考えるべきです。そうすれば交付金の対象とならない保全管理地や野菜の補助、これ自己消費野菜の補助に転作確認旗を立てる必要もないし、交付金の該当する大豆団地だけを確保すればいいです。

そして米生産の目安、達成とか未達成とかは関係しなくてもいいと思います。

私の計算では令和元年度産の主食用米と加工用米、備蓄用米との価格差は1俵60キロ当たり2千円、10アール10俵取れたとして2万円の差になります。

1ヘクタールでは20万円の差になります。仮に10ヘクタールを経営している農家が、生産の目安を遵守して4割の加工用米、備蓄米を作ると主食用米を作った場合と差額は80万円になります。10ヘクタール農家では80万円の減収というかマイナスになるんです。

八郎潟町農業やさらには秋田県農業を考えると、米生産の目安を上げていく方策が是非とも必要だと思います。提言といたします。以上が一つ目の質問であります。

次に二つ目の質問に入ります。題名は町長3期目の町政運営総括と引き続き4期目を担ってほしい、という題名です。

畠山菊夫町長が町政を担ってから12年たちました。平成20年の初当選当時は、五城目町・八郎潟町・井川町3町の合併協議会頓挫後の、八郎潟町自立計画に沿った町政運営であったため、財政調整基金残高も少なく、はなはだ心もとない財政運営、調整運営であったと思います。

しかし、前町長が8年かけても出来なかった中嶋町道の拡幅工事をさっそく手がけ、またとび砂で苦情が絶えなかった八郎潟中学校のグラウンドを緑地化して課題解決に向かうなど手腕を発揮してくれました。

そして様々な事業を進めながらも、財政改善を図って、30年度末の財政調整基金残高は26億円になっています。これちょっと年度間違ったかもしれませんが、最近の財政調整基金残高は26億円になっています。

町長はガソリンスタンドを経営してきた経済人の面と親譲りの政治力とを兼ね備えた政治家の両面を併せ持っているのだと私は思っています。

さて、2016年、平成28年の町長選挙に当たり、町長は畠山菊夫のこれまでとこれから、を発行しています。これについて町長はやり遂げたものは何か、また出来なかったものは何で、それは何が原因か、これらを町民にお示ししていただきたいと思います。

そして今年から役場新庁舎建設事業という大きなプロジェクトが始まります。

また、第6次八郎潟町総合計画後期計画も始まります。産業の振興、教育の充実、福の充実など八郎潟町発展のため、町長の手腕に期待し、引き続き町政を担ってほしいと私は考えているところです。

是非、町長から4選を目指しての出馬の意向を表明していただきたいと思います。

以上二点の質問です。よろしくご答弁お願いします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

米生産の目安における石井議員の提言、大変有難うございました。少しだけお話しします。相反する答弁となりますけども、町では地域農業再生協議会により米の生産目安を設定し、今年度は56.2%の設定となっています。

議員の言われる平成21年度の転作率が34.4%から令和2年度は約10%程増加し43.8%となっています。

お米の消費量が伸び、米の生産を増やすことが出来れば良い訳ですが、消費量が伸びない中で全国的に米の生産量が増えているのが実態です。

このような状況が続けば、いずれ大幅な値崩れが起きるのでは、と危惧しています。

特に今回のコロナウイルス感染症拡大防止対策により、外食産業が大幅なダメージを受けています。それにより米が市場でだぶついてきていることも予想され、令和2年産米の米価は昨年度より下落することが予想されます。

さらには令和3年産米の米価の下落幅が大きいことも予想されております。米の事前契約により、安定的な収入を確保することが有効手段と思えます。

また、これは本町だけでなく全国的な農家に言えることですが、まずは米生産の目安を守り、米の受給バランスを考えた経営を目指してほしいと思えます。

国の生産調整が終わっても、米の値が上がっているのは何故かと言えば、例えば西日本の不作とか自然災害も考えられますが、各自治体再生協の生産目安があるからだと思っております。

次に、次期町長選挙への出馬意向についてのご質問ですが、議員言われる4年前に発行した、私のこれからに全て答えることは出来ませんが、まずは町民と行政との共同の町づくりとして組織されたNPO法人はちらぼの設立は、長年の願いでもありました。

事業の始めとしてこれ以上の商店街の衰退は許されない思いから、町に人の流れを作り、活性化に向け取り組んでいますが、事業経営が大きな財政負担になっており、私自身責任を感じております。

前の話になりますけども、私が町長に就任してすぐに、当時職員だった石井議員が産業課で中心となり、環境保全米グループを立ち上げました。立地セミナーなどで出張の際、久光製薬の社員食堂や、スーパーへの売り込みなどもしましたが、JAの低温倉庫を使えなかったこともありまして、町としての販売ルートは確立出来ませんでした。一昨年ふるさと納税チョイスに掲載したところ、ご承知の通り大きな成果を上げることが出来ました。

はちらぼハウスも徐々に利用客も増えてきており、売れる商品開発や知恵を出し合って創意工夫試行錯誤を重ねながら町民の皆様から必要とされるよう努めなければと思えます。

また、継続して取り組んでいる秋田八郎潟線と、大川道村線の接続は立体交差での案も出ていますけども、町としては今でも平面交差を強くお願いしてるところでございます。リニューアルオープン出来た湖東厚生病院の常勤・非常勤医師の確保は少しずつ進んでいるものの、救急医療体制の整備・健全経営の確立には程遠いものがあります。

そしてまた、八郎湖の水質改善も進んではおりません。一方、学校教育・幼児教育・保育事業や子育て支援を始め、教育・福祉事業ライフライン整備に関しては計画通り進めることができ、基幹産業の農業者支援として八郎潟土地改良区のストマネ湛水防除、特定官事業や戸村土地改良区のため池整備・圃場整備事業は順調に進められています。

また、4年前の選挙で争点となりました役場新庁舎建設も9月から着工の運びとなりました。

しかし、新庁舎建設後、さらに旧庁舎の解体・道路・駐車場整備など多額の費用が必要となり、引き続き財政の健全化に努め、将来にわたって持続可能な地域と町づくりは強力に進めていかなければなりません。

町民の皆様のご理解とご支援をいただければ、引き続き町政運営に望みたい考えであり、石井議員の一般質問に答える形で、4期目の当選を目指して出馬することを表明いたします。

5番 石井清人

町長、答弁有難うございました。この米生産の目安については、私と町長と考え方違うんですけども、町の考えがそうであればそういう風に進むしかないのかなと思えますので分かりました。

後、町長4期目に向かって頑張って選挙戦戦って欲しいと思えます。どうかよろしくお祈りいたします。私は再質問ありません。これで終わります。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 9番 近藤です。今日は3点ばかり質問させていただきます。
最初の1番でありますけれども、NPO法人はちらぼの経営改善計画について、お尋ねをしたいと思っております。
31年3月の定例会ではちらぼに関する一般質問を行っています。この中ではちらぼの経営改善計画を要望していますが、いまだにそれが実現していないように思いますが、いかがでしょうか。
この答弁の中で、町も改善計画を報告してもらうことにしている、という町長の話がありました。是非お願いしたいと思っております。いわゆる9月の決算議会までに、そういう風な動向が見られればなと思っていますところですが。
いろいろ過去この関連では3回目の質問になります。今更またこう紐解く必要もありませんけれども、経営的に非常に難航しているところがあるので、経営改善計画を求めるといふ風なことになっている訳ですから、よろしくお尋ねをしたいと思っております。
それで何と言いますか、見解が相違している訳でもないのかどうか分かりませんが、はちらぼがスタート時点で、経営方針これを発表しております。突然その理事長さんが経営方針を抜き打ち的に出したものとは思われませんが、いわゆるいろいろなところで揉んで、そして作ったものだと思いますけれども、この経営方針というのは、いわゆるその事業実施主体の考え方のもう最たるところですから、これは非常に重いものがあると思っております。
その中にちょっと改めて今更なんですけれども、改めてちょっと紹介しますと経営方針の中で、黒字経営により自立性と主体性、これ私は非常に良い言葉だと思っております。
自立性と主体性を保ち、将来にわたって継続する組織を目指します。非常に我々お目にかかった時は、非常に良いものだという風な感じをしておりました。
その自立性・主体性と言う言葉がどこまでどうなのか、ちょっと分かりませんが、いずれ非常に難航しているという感じはしております。
さらにまた、当初予算の説明で補助金の在り方そのものを説明されております。補助金の根拠となるのは人件費だという風なことだと思います。すでに補助金はあの当時の説明でいきますと、無くなっているのかなという風な感じでありまして、逆に全額補助金になってるといふ風に考えております。
収益の源である売り上げは当初計画と乖離していると、あまりにもかけ離れて計画は計画、実績は実績という風にしていく訳ですけれども、ただご承知の通りいわゆる赤字であればこの財源はありませんから、そうすると頼るところは町、こういう風なことになりますから、人件費だとか何だとかということではなくて、結果的にはその補助金は明確に赤字の補填金になってるといふ解釈であります。
これは結果論であって順調に行けばそういう風なこともなかったのではないかなと思っております。
いわゆる赤字補填金になってるといふ風な感じでありまして、最初の具体的な質問ですけれども、赤字補填、累積赤字に対する認識はどのように考えているかお伺いしたいと思います。よろしくお尋ねします。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。
NPO法人はちらぼは、町総合戦略に基づき住みたい町、住み続けたい町を目指し、町民の皆様と協働で町づくりをすすめるために組織された町民団体です。
団体が事業実施にあたり、住みたい町、住み続けたい町に向けて町民アンケートや座談会を通して、町民の皆様から意見をいただいた結果、町の元気を商店街から発信しようと現在に至っております。
はちらぼハウス・商店の運営計画では、オープンした平成29年12月から1年間は人件費の2分の1補助、2年目は4分の1補助、3年目となる令和元年12月からは補助金ゼロという計画になっておりましたが、予想した収益どおりとはいかず、2年目からは人件費のほぼ100%に相当する補助金を要しているのが現状です。
原因についてはこれまでいろいろ述べてきた通りでありますけれども、毎月の理事会では収益向上とコスト削減の方策や、町づくりに寄与する方策など、様々な意見を出し合い鋭意努力していると伺っています。
町としては、町民による町づくり活動を大変ありがたいと思っておりますが、大きな財政負担が続くのであれば町民の理解も得がたくなることから、町補助金に頼り切らないよう、知恵を出し合った町づくり活動に尽力していただけたらと思っております。

9番 近藤美喜雄 町長の気持ちが滲み出ている訳でありますけれども、現実是非常にこう厳しいものがあると思っております。

特に私、前にも申し上げておりましたけれども、はちらぼとの業務委託内容であります。これは議員宛ての理事長の開店の時の挨拶を、議員には配られました。

町づくり活動センターは、あの建物ですけれども、第6次八郎潟町総合計画及び総合戦略の具現化を官民共同で行うための町民側組織としての、NPO法人はちらぼが設立されたことに伴い建設された、とあります。

いわゆるはちらぼの活動の拠点を作っていただいたと、はちらぼは町の第6次八郎潟町総合計画、あるいは総合戦略の具現化をするための町民組織であると、という風なことを挨拶で述べております。

この辺の考え方でありますけれども、私は前の時にも過大にその委託内容をあまりにも大きくし過ぎて、町のすべてがNPOのはちらぼがやってくれるんだ、という感じにとらまえられるとすれば、過大な負担を背負わせることになるんじゃないかなと思っております。

そういう風なことから、よく委託内容をこれでいいのかということ再三申し上げた気がいたします。私共が今申し上げている計画の見直し、これを要望してる訳ですけども、客観的な立場の意見も聞きながら、もう一度その辺の委託内容なり、あるいは営利事業といえますか、利益を上げてないからそのまま通ってると思っておりますけれども、黒字経営をすれば当然税金も納めなければならぬし、そういう風なことからしますと客観的な立場でもう一度検討していただきたいと、これはやっぱり次に紹介しますけれども、かなりの額に上って補助金等が町から出ていく、この後も出ていく予定だと思います。

そういう風なことからすると、ある程度やはり見直しできる場所は見直しをして、計画の是正を図るという風なことが是非必要かなと思っております。

先程、開店の時の挨拶のお話しもしました。それから定款の3条・4条・5条こいらいには、そういう風なことが全て書かれています。

こういう風なことでありますので、補助金が我々の感じからすると、多くなっていると思っておりますので、町の方では大したことは無いと思ってるか分からないけれども、念のために、ちょっとご紹介します。

29年度、これは決算でありますから4,838万9千円、4,800万ですね。

それから30年度2,231万6千円、それから31年度これは予算でまだ元年度の決算が出ておりませんが、2,508万8千円、2年度が2,333万3千円、こういう風に今まで予算が補助金だけ見ますと、これ補助金のトータルでは1億1,912万6千円出ている訳で、この後もだいたい毎年同じようなペースでこのままの計画で行きますと、やはり推移して行くんじゃないかなと思っております。

そこで大事なのは、今の状態で町がお金を出してやって委託をかけてやってもらってる訳ですけども、これをいわゆる続けていくためには、やはり成果が上がってこないと私は話にはならない、いわゆる現在の評価そして成果、これを町の方ではどうとらまえているものか、これを一つお願いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫

まちづくり活動センター管理運営委託では、4つ程ありまして、施設の管理運営に関すること、施設備品の管理に関すること、商店街の協力と地域住民との結びつきを強めること、商店街の魅力向上と賑わいづくりに関すること、を委託しております。

商店街への人の流れを作るに当たり、まちづくり活動センターの2階事務室を活用しつるし飾り講習会、はちらぼ寄席、回想法ライブラリー、はちらぼ図書館などのイベントや各種会議など多数の町民の方に利用していただいております。

元年度の会議室の利用者数は142回の延べ1,802人の方が利用しております。

また、商店街の協力関係につきましては、上町商店会、ポイントカード会、特売デーの会に所属し、各団体と連携し結びつきを深めており、また高齢者向けのサービスとして町内店舗を含めた無料送迎も実施していると伺っております。

委託面については、実行されていると思っております。まちづくり効果促進事業の取組ですが、おもしろ市場運営事業と商店街活性化事業の二つの事務局として運営をお願いしております。

おもしろ市場の実績は、コロナウイルス感染症拡大防止で3月は中止になりましたが、昨年度が13回開催し、来場者は約2,900人、プレミアムお買い物券の発行は2,365セット、効果は283万8千円となっております。

商店街活性化事業の実績は、各商店会から若手メンバーを加えた実行委員会にて、第3回わくわくセールを展開し、48店舗が参加。各店の特徴を活かしたサービスを展開

しました。あわせてスタンプラリーも行い、応募者は321名となっております。

以上です。

9番 近藤美喜雄 改まった質問は以上ですけれども、ただ私はこれで全て順調にという訳にはいかないなと思っております。この関連内容で3回質問に立ちましたけれども、4回目の質問は私は出来るならば、したくないなとは思っております。

ただ何ら改善策もなく、その納得出来ないようなことになれば、やらざるを得ない、というのはやっぱり議会として、議員として我々は何て言いますか、極端な言い方をすれば、ほったらかしておく訳にはいかない、やっぱりちゃんとチェック機能を果たす、これが議会議員の役割ですから、誰かがやっぱりやらないといけないし、それを反映してほしいと思っているところです。

ですから出来るならば、そういう風なことが示されてまた頑張ってもらえれば、4回目の予告ではありませんけれども、なるべくならばしたくないと思っているところです。以上でございます。

それから続いて2番目の質問に入ります。

2つ目は本町上水道の利用料金の見通しであります。これは前に調査物があまして、本町でいわゆる利用料金を10年位の間には考えないといけない、とこういう風なことがありました。それを基にしております。

厳しさを増す自治体の水道事業を踏まえ、国は水道法を改正した。言うまでもなく広域化と民営化を促すための改正と解釈されている。

秋田県も昨年10月に自治体代表者の会議で、県内6ブロックに分けた議論のたたき台を提案し、協議の進展を促しています。本町上水道の現状と見通しはどうか、ということでもあります。

問の1番ですけれども、埋設管は耐用年数がだいたい40年程と言われておりますが、本町の埋設管布設替え工事の全体計画、あるいは財源等について示してほしいと思っております。よろしく願いいたします。

町長 島山菊夫 水道事業の広域連携につきましては、事務の共同化、施設の共同利用に向けた課題調整を行い、実現の可能性の検討を今年度予定としております。

布設替え工事につきましては、平成29年度から耐震性のない石綿管の布設替え事業に着手しており、浦大町地区水道管路緊急改善事業は、令和6年度までの計画期間で、浄水場から浦大町配水池までの送水管、延長3.4キロメートル、総事業費は約4億6百万円、国庫補助率3分の1、1億1,900万円を見込んでおります。

財源は、企業債、一般会計出資金、国庫補助金としております。この事業以外の計画は、現時点ではございません。

9番 近藤美喜雄 前に他の議員からも関連質問、同じような内容の質問がありましたので、高度浄水処理施設の関係については、個別の質問は省略いたします。

2つ目でありまして、埋設管布設替え工事あるいは高度浄水処理施設の更新などを踏まえ、令和11年ごろから利用料金の値上げが考えられると、こういう風なことが前の調査物の回答であったように思います。

現在の本町上水道会計の財政状況は、私が見るには悪くはないだろうと思っています。

令和11年ごろまでに埋設管工事費、施設更新などの費用を見据え、準備基金等あるいは準備積立金と言いますか、等の備え、あるいは起債等をうまく運用すれば、端的に料金を上げなくてもいいのではないかと、という感じも持っています。特に暮らしやすい町の評価というのは良くありますけれども、この中にはその町でこんなことがどうだ、水道がどうだ何だかんだとある訳ですが、暮らしやすい町の評価にも影響するだろうと思いますので、計画的に出来ることであれば値上げをしなくてもそれを計画的に乗り越えるということも検討して欲しいなと、思っているところです。

この点はいかがでしょうか。

町長 島山菊夫 本町の水道施設等の更新需要及び財政収支の見通しでは、収益的収支において、支出が収入を上まわる時期は、高度浄水の設備更新のピークを迎える、令和11年度頃と考えております。

しかしながら、本町の水道料金は県内で2番目に高いこともあり、値上げすることは考えておりませんが、そのためにも有収率を高め、延命対策等などの検討が必要であるのではないかと認識しております。

9番 近藤美喜雄 この際大事なものは、利用料金をどうのこうのと検討する大事な問題は、やはり有収率

の問題だと思えます。有収率の問題があまり良くないので、ただ利用料金だけ上げるとこういう風な端的なことは、私はあってはならないと思っております。

現状では65.4%、元年度では79%まで改修・改善されるという風なこともありました。

ただ元年度の関係、2年度の関係については、我々はちょっと確認のしようがなく、決算が出てくると資料がある訳ですけども、そういう風なことでいわゆる有収率を高める、そのために努力をするという風なことと相まって、やはり料金値上げを町民説明できるんだろうなと思っております。

それから3問目ですけども、埋設管布設替え計画が終了する、一応計画的に終了されると思えますけれども、どの程度の有収率を見込んでいるものか、この点を一つお聞きします。

町長 畠山菊夫 有収率についてでございますけども、3月定例会で金議員のご質問にも答えておりますが、ちょっと答弁に数字的な誤りがございました。

元年度の有収率72.15%とお答えすべきものを、79%と答弁しております。

誤りの原因は、1月末時点での料金の調定数量である有収水量を11か月、浄水場から配水される総配水量を10か月で計算したことが原因と分かりましたので、大変お詫び申し上げます。

ご質問にあります布設替えによる効果ですが、送水管からの漏水は認められておりませんので有収率の向上には漏水調査と修繕が効果的と考えております。

平成29年度より漏水調査を実施しており、令和2年度までの4年間の調査で41件の漏水箇所が判明し、現時点で24件が修理済みとなっております。

今後も所有者の事情も考慮しながら漏水調査・修繕を推進し、有収率並びに収益向上に努めて参ります。

9番 近藤美喜雄 どうも有難うございました。それでこの有収率の問題で、私一つ特段のお願いをしたいと思ってるのがございます。真坂のこれ具体性がありますので、私は議会広報には掲載しないつもりでおります。

真坂のある宅地内で長年にわたって漏水があります。これ何年も前からおそらくもう10年以上20年ものか分からないけれども、我々もあまりこの前を通ることはなかったのですが、ただ車で走って歩けばちょっと分からないので、回って歩けばたまたま見かけると、これはうまくないなということで、町の担当課の方へ申し上げたりして、何回もやっておりますけども、これ一向に止まらない訳ですね。

ですから、先程の有収率の問題は代表的なものではないでしょうけども、こういう風なことが分かると止まらない、有収率に関係する、当然お金をかけた水を捨てるとこういう風なことがある訳ですから、こういう風なことではまずいなと思っておりますので、私の考えとしてはとにかくまず水を止めること、費用はどちらの負担にしても、まずとにかく水を止めないことにはどうしようもないんで、町の負担でもいいのではないかと、これおそらく私は個人的な問題をここに取り上げるのは、ちょっとあまり進まないところもあったんですけども、何年も何十年も経っていることはもう明らかですからそれで敢えて取り上げさせてもらいました。

この家庭は私共地域との交流はほとんどありません。お話をすることもありません。昼間もおそらくあまり居ないと思えます。そういう風な家庭ですので、地域との話し合い、町内会との話し合いもほとんどありませんので、だけれども水は流れているものですから、何とかして止めてほしいと、現場の方で担当の方からも計量器は回っていると、確かに水は使っていると、使ってるようだと、料金は前は払ってなかったけども、最近はやや遅かったり早かったりして何とか払っていると、こういう風な状況のようであります。

工事をするために町の方では何回も相談したいと思っておりますが、極端には話にならないと、こういう風な状況のようです。

ただ私は今日の朝もアメシロ防除があって現場ちょっとかなりこう注意して見たんですけども、道路から宅地内に入ってるその堺の辺りです。これだと下手にすれば道路掘ると、いわゆる公道の継ぎ足し部分からきているのかなという私の勝手な解釈ですけど、だから流れているのは宅地内です。流れているのは宅地内ですけども、いわゆるその漏れている箇所を掘ったらその継ぎ足し、いわゆる公道の部分からきているんじゃないかと、まるっきり道路の根際の辺りから流れてる、だからやっぱり掘ってみると、私はやっぱりちゃんと役場の方でお金かけて、いつからいつまでやるよとちゃんと内容証明でも何でも出して、そして朝からやって仕事から帰ってくるまでにはちゃんと通しますよということを書いてやって、そうしてやっぱり水をとにかく止めるというこ

とを何とかやってほしいと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 この件に関しましては、私自身、近藤議員の質問書を見て驚きました。これまで何度も所有者の方から工事着手の了承をいただけなかったということでしたが、ようやく了承を頂きまして、明日にでも漏水修繕工事を実施することとしておりますので、大変申し訳ございませんでした。

9番 近藤美喜雄 どうも有難うございました。いろいろと難儀でしょうけれども、よろしく願いしたいと思います。

それから後、3つ目ちょっと簡単に紹介します。文章をちょっと書いて出しております。元年12月定例会で、石井議員から馬場目川堤防は大雨の際、大丈夫かと堤防とダムの問題も話されておりました。

堤防が大丈夫か亀裂があるのか、穴が開いてるとか何か大丈夫かという風なことがありました。

町の方では県の方に再三にわたって調べてるし、大丈夫だという風な感じの答弁であったと思っております。

ただ私何故ここで敢えて取り上げたかと言いますと、いわゆる川でも側溝でも3分の1が泥で埋まってる、あるいは半分泥で埋まってる、ということになると雨が上流から来ると、これは当然上がるのは当然なんで、それを大きくしたのが川ですけども、川も下の方がなければ、これどんどん上から来ます。

ところが下が詰まってるんですね。川のあちこちが皆島状態になってますから、そして河口は極端に言えば、我々も見たことがありますけども、鳥が渡って歩いてるんですよ。こういう風な状態ではいざ大雨の時に、河口が詰まってて上が当然氾濫する、これは農業の水路でも同じです。だから横道路をきれいにするとどんどん捌ける訳ですね。

だからこれはまったく単純なものです。そういう風なことで、何年もこれ堆積して、いろいろ巷では議員でも要望というか、そういう話をされてますけども、何とか今年の2年度の政府予算の説明新聞でありましたけども、いわゆる自治体は川底の掘削といった水害の予防策を進める事業費、1,000億円とありました。

具体的には秋田県の川の分ということではないですけども、そういう風な状況であちこち氾濫しているのは、やっぱり後から川を掘って停滞を整備するというをやりますから、馬場目川も氾濫しないに越したことはないですけども、やはり黙っていれば可能性としては出て来る、泥を上げないと非常に危険率は高まると、こういう風なことを感じております。

今日は特別質問のやり取りはする予定はありません。何とか町の方から率先して一つあるいは議会の対応も必要であれば、我々も協力しますけども、県の方へ何とか特段のお願いをして頂きたいと、この浚渫工事についてという風なことでありますので、よろしく願いしたいと思っております。

町長、何かあれば一つお願いします。

町長 畠山菊夫 浚渫に関しましては、本当に地域振興局の皆さんと何度もお願いはしております。県の多くの2級河川・管理河川が要している中で、近年の災害のあったところを中心に改修工事など、そういうものに予算が流れているようでございます。

ただ、本当に昨年のような災害にならないよう防ぐことが大事でありますので、水門の管理と一緒に県には今後もお願いして行きたいと思っておりますし、また五城目も同じような被害にあっておりますので、あるいは五城目と一緒に期成同盟会でも立ち上げながらお願いするのも一つの手法かなと思っておりますので、強力に要請して参りたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 以上で終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。暫時、休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、再開いたします。次に、10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義

じゃあ午前に引き続き、質問させていただきます。よろしくお願ひします。
今回は4問の質問でございますので、時間の許す限りよろしくお願ひいたします。
あのまず今回は町の方で出しております、公共施設等総合管理計画ということに基づいて、質問させていただきます。

前段でちょっと一応関連のあるものとして書いてきました。

もはや、夢のなかの出来事のような平成が終わり、元号が令和に改まった日。たった1年前のことなのに、あの高揚を忘れそう。列島は今、新型コロナウイルスの脅威に凍りついている。誰もが未体験の不条理だが、人類と感染症とは切っても切れぬなかである。なかなか出口は見えないが、この先もしっかりコロナ対応を継続する必要があります。

八郎潟町の2015年の総人口は総務省統計局が、2016年10月26日に公表した国勢調査結果によると、6,080人で5年前と比較すると8.2%の減少とあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所が2010年までの国勢調査に基づくトレンドから予測した2015年人口よりも、138人、2.2%少なく、予測よりわずかに下振れしている。2010年のトレンドから見込まれる人口減少によると、今後2015年から2045年までには、さらに51.9%減少し、約2,900人となる見込みでその減少率は全国市町村(2017年4月1日現在、1,741で東京23区を含む)の中で287番目に人口減少率が大きく、この時の2045年の本町の平均年齢は、2015年の53.7歳から10.7歳上昇し、64.4歳であると報告されています。

もちろん、八郎潟町公共施設等総合管理計画にも人口動向として表記してあります。これらを念頭に以下の質問をさせていただきます。

質問1として、本町における公共施設の管理手法として、公共施設等総合管理計画策定に当たっては、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされ、八郎潟町公共施設等総合管理計画、これは平成29年3月は国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、町の各施設について平成29年から平成58年までの約30年間にわたる公共施設の総合管理計画に関する、基本的な方針が記載されています。

この中で23ページに、公共施設の総合管理計画に関する基本的な考え方として、施設コストの維持管理、運営コストについての削減のためには、以下に示すような総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図るとあります。

それにはPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ等、それからもう一つはPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ等が管理費及び運営に民間の、これは略したのでございまして、の導入を検討し民間の力の活用を推進しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めるとありますが、今一度このPPPとPFIの考え方を説明願ひします。

町長 畠山菊夫

金議員のご質問にお答えいたします。

PPPとは、行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方で、行政が直接行う以上の行政サービスをより低コストで地域住民に提供しようとする考え方のことを指します。

この考え方を実践する手法の一つが、PFIであります。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、経済の活性化及び経済成長を実現させようというものでございます。

10番 金一義

はい、どうも有難うございました。これを基にして2番目の方に入らせていただきますが、町の方ではこれを使って云々とございます。

じゃあ、現在どの施設をこのような方式で管理することを考えているか、また今町長の説明ありました二つのPPPとPFIを導入していないのはなぜなのか、そこら辺を説明願ひします。

町長 畠山菊夫

本町施設にあつては、どの施設をどのような方式で管理していくのかの方針は、現時点では定めておりません。

PFIの採用に当たっては、ノウハウの不足に加え、事業規模が小さいことによる制度の有効性に不安を抱えています。一般財団法人秋田経済研究所が示した「秋田県内に

おけるPFIの現状と課題」によりますと、県内民間事業者の視点からは、労働力不足や資材の高騰などにより、入札不調も出ている現在の受注環境のもとでは、あえて手間がかかり、コスト回収にも時間がかかると思われるPFIに、積極的に取り組もうとする姿勢が低いことや、長期にわたるプロジェクトだけに人件費の高騰などコスト変動のリスク対応が難しいとのことであります。

加えて共同企業体を作る事業者間の信頼関係の構築が難しい、としています。

一方、PPPの考え方に基づく包括的民間委託、という制度がございます。受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。主に料金収入を伴う施設が対象となっているようでございます。

10番 金一義 PFIを採用しているのは、秋田県では数少ないですけども、日本全国を見ても今日持ってきただけでも時間をかけて説明しますけども、ただそれを盛んに論じられております役場新庁舎建設において、検討されたことがあるのかなのか、ということをお聞きます。

町長 畠山菊夫 検討はしました。ただ、役場新庁舎基本計画を平成30年3月に策定しておりますが、この中で、平成32年度の建設事業着手を目指す、としております。

この時点で、地質調査、基本設計、実施設計等の実施期間は2年間を要する、としておりPFI事業を採択するとすると、PFI事業の発案、実施方針の公表、特定事業の選定・公表、民間事業者の募集、民間事業者の提案提出、落札者の決定・基本協定書の締結など、最低でも一年間は建設着手が遅れることになってしまいます。

以上のスケジュール的要素から、新庁舎建設事業にあつては、PFI事業の採択は考えませんでした。

10番 金一義 一応検討されましたというお話でありますけども、ここに私ちょっと調べてきたのは岩手県の紫波町、紫波町では新庁舎はPFIでやっております。ここにありますようにトータルとしては6%の財政負担の軽減が見込まれたと、そういうことが報告されております。

だから我々の方もと思って、今質問したんですけども検討はしたんだと、だけどもということのようですけども、それは要するに民間とのつながりがなかなかこういう田舎、秋田県そのものも少ないみたいなので、その事業が進まないようなことは秋田県の県の報告には書いてありました。

だけども、一番少ないのは東北で秋田県だけなんです。うちの方でも、もしこういう事業でやれば非常に良いのかなと思って考え方をちょっと聞いたんです。

そうすればこの他に各施設の今後の運用は、耐用年数からみた計画を施設の更新の考え方もありますけども、その中で要するに耐用年数云々と書いてあります。

建設物は60年云々とちゃんとこれに謳ってあります。そういう物の中で役場庁舎の建設には何故取り込もうとしているのか、その大きな要素は何なのか、そうすると役場庁舎は40年かな、60年にはまだ大規模な傷みもないし、大きな修繕もかからないとまず我々の感覚で言えばですよ、そうするとこの物の書き方による我々の見方にすればちょっとおかしいんじゃないかと、という感じで今聞くところであつて、そこら辺お願いします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 新庁舎建設への取り組みにつきましては、現この庁舎が耐震性がないということの結果が出ておまして、防災拠点ということからいち早く建設しなければならないということから始まっております。

それにつきましては、基本計画策定前から情報をお話し申し上げている通りでございます。

10番 金一義 それは分かるけども、そうするとこの計画は何だかということなんです。この計画との相違があるんじゃないかと、そうするとこれには全部載っていますよ、何処の建設が何十年、何年でどうのこうのというのは、全部色分けしてあります。

これはネットから私取ってきたもので八郎潟町公共云々と書いてありますけども、これ全部載っております。だからそこら辺の考え方を、それは耐震云々とか外壁云々とかその他いろんなこともあるでしょうけども、それで私が今聞こうとしているのはそうす

ると各施設の今後の運用は、耐用年数から見た計画施設の更新の考え方はどうなのか、そこら辺を伺ってる訳です。役場庁舎を反対とかでなくて、その考え方をねこういう文章にちゃんと収めてある訳ですよ。

これ五十何ページあるんですけども、55ページありますよ。

議長 村井 剛 島山町長。

町長 島山菊夫 公共施設等総合計画、これ計画書これは実は業者委託で作った経緯もございます。これ職員で作るとなると、出来ません。はっきり言って。これに従って全ていくかとなると、これはちょっと難しい面もあります。出来るものは出来るし、出来ないものは出来ないで対処していきますし、PFIについては先程も言いましたけども、事業の発案から調査検討、事務作業も大変であり、役場職員これ能力がある人もいないと思えますよ。二人か三人もう二年間貼り付けてやる方法もあるかと思えますけども、県内では先程、金さんいないと言っていました。

私方も調べて、大館の処分場これはこの方式でやったと伺っております。

非常に難しい作業で、そう思いまして取りかからなかったということで、これがそうすれば全部この計画書に当てはまるかとなると、それはちょっと無理があると思います。

10番 金一義 それは十二分に分かりますけれども、一応町のホームページに載っている文章です。これは私ばかりでなく日本全国で閲覧出来るシステムですよ。その中にちゃんとこういうことを謳ってある訳ですから、今ここで何ページとは私言いませんけども、ちゃんと謳ってあります。

なので私そこら辺を尋ねている訳で、じゃあ他の施設の場合はどういう形で対応するんだと、例えば住宅は何年とそういうのをもう網羅してあるんですよ。町営住宅、各施設、浦大町も何年、何年建設何年とか全部あります。

ですから、そういう役場は別としてもね、そういう場合はじゃあどういふ考えでいくのかなとそこら辺を聞いてる訳で、それには建設物は国の方針だと60年、で40年の段階で見直しして大きな改修をかける場合はと、これに書いてある訳ですよ。修繕しながらやっていく、ということをお話されている訳で。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 この公共施設等総合管理計画の35ページから各公共施設の分類ごと、類型ごとによりまして、基本的な方針を示しております。建築系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設、土地の管理に関する基本的な方針、その中で個々具体的な施設について今後どうやって整備と管理をしていくのか、という個別基本方針にかかる計画も今後定めることに今後しております。

今その一つ一つの施設につきましては、この計画書に載せているものよりもうちょっと詳しいどんな現状なのかということをお調べながら、今後どうしていくかという町内の会議も開きまして、方針は定めていくこととしております。

10番 金一義 今、総務課長からお話しありました。じゃあ、そういうのは今後早急にやっていくということですよ、それでよろしいですね。

それでそうすれば新庁舎について、今日何人かの方も聞いておりましたけども、ようするに我々に来た今回の総費用14億何某とありますけども、そこら辺は1平方メートル当たりの単価をいくらで決めたのか、うちの方では職員数で出しているのか、そこら辺がどうなのかということもある訳ですよその基本単価が。

今回示されました14億7千何某の金額、それでその他にもその他の建設に必要な経費、外構、重機、いろんな機材とかそれから解体とかもあって、そういうものを総体的に我々には一つも示されておらない訳です。

総額でいくらという感じではきてるけども、やっぱり我々議員にはそういうものをねきちっとした、上がり下がりはあるかもしれませんがその浮動はね、だけどもその14億7千万の中で職員数が例えば100人だと、そうすると1平方当たり例えば40万なら40万の経費降りたんだというのは、私調べたところでは大体40万なんですよ。

平米当たり単価40万なんです。私調べてきたんですけどね、大体平米当たり40万見てて総体のあれを出しています。これはつい最近のやっているところの調べた単価です。

我々にはただ先程の説明の中にあつた方の中にも総体の金額だけの話であって、そこ

ら辺がもし今ここで分からなければ、議会中の中で明細を書いたものをやっぱり議員の中では出してもらわないと、我々町民には「いくらかがるてや」「何ぼ何ぼだ」だけの話では納得しないと思う訳ですよ。だからそこら辺まず一つ、答弁出来れば出来るでお願いしたいと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 平米当たりの単価は今計算しないと出て来ませんので、後で資料の方提出したいと思います。新庁舎の延床面積ですが、2,353㎡でございます。この面積で割りますと単価出てきますけども、それは後程、資料でお知らせしたいと思います。

10番 金一義 だからやっぱりね、こういうことは緻密にやらないと議会軽視になると思って、私話してる訳で、しゃべるにもしゃべれない議員さんもおるかと思って言ってる訳で、一応まず建設の中でこの位かかるんだと、それで後、外構でいいからその他諸々の備品購入とかありましたけども、そういうものもきちっとやっぱり議会の中で表してもらわないと困ります。
それと併せてですね、財政運営とそれと収支の見通しで地方債残高等をやっぱり数字として、この事業やった場合こういう関係になるんだよと、そういうことをきちっとやっぱり表してもらはないと困りますよ。そこら辺町長さんどうですか。

町長 畠山菊夫 この事業が終わってどれだけ経費がかかったかその前段もありますけども、それで財政がこういう風になったということは、財政シミュレーションの中で工期計画の中で皆様には示していきたいとは思っております。
庁舎を建てるからこれだけ財源がなくなったとかは、この後の補助金の関係もありますので出てきます。それはそれで出していかなければなどは思っています。

10番 金一義 そういうのを速やかに我々の方にお知らせいただければ有難いです。
それとじゃあ庁舎の関係はこれでまず時間もありますので、続いて、この計画の中の38ページにありました小学校の今後の利用目的、ということを書いてあります。
それには多目的施設や宿泊施設などの再利用の方法を検討すると書いてありますが、この考え方でよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 その前にちょっと、各施設の今後の耐用年数から見た更新の考え方、これについてちょっとお話ししますけども、小規模集会施設については、統廃合の検討を始めたと思っております。
また、公共施設等総合管理計画第4章には、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示しており、これに基づいて当面は対応して参ります。
小学校の今後、多目的施設や宿泊施設など再利用の方法の検討ですが、老朽化が予想以上に著しいことから、人を多く呼び込むための施設に向けた大規模改修は相当な財政負担を生じることになります。
多目的施設や宿泊施設には再利用しないことといたしました。

10番 金一義 じゃあ何かあれですけども、これを作る時はどうするかと皆で検討されたと思う訳ですよ。その時が今ここにありますように、こういうものが載ってる訳です。
それで私、秋田県の中の廃校利用というの色々取って参りました。そうするとこういうのを勉強してこういう形にしたのかなと思ってるんですけども、今、町長の話だと非常に無理だということですので、要するにこういうものはやっぱり順次直していかないとだめじゃないかと思う訳ですよ私は、まずね。まずの話ですよ。
それは統合されて、つい最近の話かは分からない、私は見た感じではあれ、話が違わないか、で宿泊施設に使うんだということを書いてあるから、そうすると考え方が全然違うんだなと思って、そこで聞いている訳ですけども。

町長 畠山菊夫 役場庁舎建設に際しては、補修をするのか、耐震補修をするのか、小学校を使うのか、新設するのか色々検討した結果、議員の皆様にもご報告してありますけども、10億近いお金が小学校の場合にかかる、そのような結果が出されておりました。
そういうこともありまして、確かにこの物はこうなっておりますけども、実際にこの前、コールセンターの件もありましたけども、やはりちょっと対応出来ないということで、大部老朽化しております、それでこういう風な変更になったことだと思います。

10番 金一義

じゃあまずあまりあれですけども、こういう考えではないんだと、そうするとどういう方法で使うのか分かりませんが、そこら辺も長い時間置かないで短い時間の中で議論されて進められると有難いんですけども、結局ああやってどんどん老朽化、まだ耐用年数ありますよね、これにも載ってますけども残金も残高もあります。

だからそこら辺の考え方と合わせながら、やっぱり町の財産ですからそこら辺も検討なされて、進めていって頂きたいと思います。

次の問題に入ります。3つ目として公共施設管理の報告書の中で、上水道における更新費試算について報告されております。

同じ報告書による更新費試算についてみると、例えば上水道は整備した年度から法定耐用年数40年を経た年度に更新するとあります。

これに17ページですけども、インフラ資産更新単価を乗じて費用を算定しています。しかし、これですと八郎潟町独自のオゾン発生装置が更新費試算から抜け落ちているんじゃないかと思えます。53ページには管理に関する基本方針がありますが、施設の一覧だけです。しっかりとした耐用年数も合せてこのオゾンに関してもお願いします。

このオゾン発生装置の水道事業について、私は19年6月議会や9月議会でも費用対効果に無理があるんじゃないかということで、指摘してきました。

もちろん、当時の八郎潟町の水道水がまずいと言われておりましたが、その原因は水源である馬場目川上流の汚濁であります。水道事業は現在において、全国に2,033、上水道事業1,263、簡易水道702、水道用水供給事業68、あわせて2,033が存在していますが、この中で八郎潟町の水道料金は高額になっております。

一体、どんなに高くなっているかということ、10m³水道料金で比較すると、我が町は2,590円でありまして、2,033事業所の中の54位に位置しております。

だから結局この分がオゾンの水道の話がありましたけども、前段で話した今後どうしても人口減少になる、そうするとこういう形で果たして我々が水道を持っていけるか、ということをお話しするものであって、結局今の形でいくと破綻するのは目に見えていると思う訳ですよ。

だからそこら辺の考え方を、この計画書の中にはね、広域に対する合併していくということもここには謳ってありますこの公共管理計画の中には。

これは町で29年に作ってるから、町長も入ってる時代です。だからそこら辺がこれ私3月議会でも一応新聞のあれで話ししてありますけども、結局この位これから投資するんですけども、まだまだ間に合っていくのかどうかということの基金でございます。

そこら辺の考え方をお願いします。

町長 畠山菊夫

公共施設等総合管理計画に、高度浄水処理施設のインフラ資産更新単価が抜け落ちているとの件でありますけども、ご指摘のとおりで更新単価については、3月定例会の一般質問で議員にお答えいたしました。税抜きで約5億3千万円の概算額となります。

特殊な設備であることから、単価項目に当てはめることができず、記載しなかったものだと思います。

10番 金一義

結局そのオゾン装置5億何某のお金これから投資する訳です。ですから耐用年数が十年なのかそこら辺があれだけでも、結局、機械なものでまた毎年何百万と投資はしてありますよね。この予算補正もありますよね、だからそこら辺の考え方をね、何故抜け落ちたのかということ、それは何かの考え方で抜け落ちたのかちょっと分からないけども、そこら辺も合せて耐用年数と費用対効果云々と、やっぱりこういうものにはきちっと載せておかないと、肝心なものがお金のかかるものが抜けてインフラだけをただ書いてある訳ですよ。

インフラのことはね、後、建屋のことは書いてあります。で中の設備は一切載っていない訳です。要するに見る人見て八郎潟の水道というのは完全にお金かからないじゃないかという形に、大潟村方式かなという形になっちゃうと思う訳で、そこら辺のこれは要望ですけども、きちっと耐用年数とこれから考え方も、考え方は簡単に書いてあります。いずれ広域でやらないとだめだと、これはこういうものはきちっと載せてありますので前もって町長の方から近隣の町村に声かけしながら進めて行ってもらわないと、いずれは破綻しますよ。そこら辺の考え方を。

町長 畠山菊夫

広域について周辺市町村との話し合いについてですが、水道事業の広域連携作業部会に於いて、今年度は事務の共同化及び施設の共同利用に向けた課題整理を行い、その実現性を検討することになっております。

ただ、水道事業本当に人口減少に伴い、収益も上ってこなくなる現状を考えますと、非常に難しい、施設の老朽化を止めながら何とかして運営につながっていければいいですけれども、値上げしたのが平成21年6月、上げ幅はだいたい1割位だったと思いますけれども、その前段がもう高かった経緯があります。

広域につきましては、合併協議会の中でも五城目、井川とやったらどうか、という話し合いもありましたけれども、五城目の現状も五城目中学校のところ取水口ありますけれども、土地改良区からの言葉悪いですが、その下から汲み上げている状態で、2町でやるとなればまだ河水圏が足りないだろうと思っておりますし、やるとなると大きく広域にやらなければだめだとは私自身意識しておりますので、いろいろこれから水道事業の在り方検討していきたいと思っております。

10番 金一義 これもまた一つ要望ですけれども、これは早くやらないと一年一年どんどん立っていきます。結局こういうものというのは早く進めていかないと、人口減少もどんどん進む、それで私、前段で人口減少を読んだのですけれども、これは全部人口減少でなければ秋田市みたいなある程度増える固定する人口であればいいのですけれども、本町の場合はどうしても高額な水を飲まされていることでありまして、そこら辺まず何とか一つ、それは町長の力でお願いします。

4問目です。これははちらぼハウス・商店の経営状況と今後についてと、まちづくり活動センターの活動状況についての質問でございます。

数人の同僚議員がこの事項についての質問をしておりますが、当局の方より明確な答弁が得られておらないようです。今日までの経営状況についてと、今後の対応の取り方等についてご答弁をお願いします。

今年度も、多額の補助金を投入されていますが、はちらぼハウス・商店の経営状況を見ますと、補助金での経営実態ですが、今年は2,333万3千円の経営実態です。

まずこの金額の補助金交付につき、当局の精査と考え方をお願いします。

町長 畠山菊夫 補助金に対しての考え方？

10番 金一義 町長の考え方で答弁してもらって結構です。

町長 畠山菊夫 先程の答弁と同じくなりますけれども、6次総合戦略の中には、はちらぼの今の役員の皆さんも結構携わっておりました。町の将来を色々語って頂きまして、町民の皆さんの団体としてNPOを立ち上げて現在に至っております。

非常に最初の事業としては難しい商店街の活性化、難しいです。理事長さんも色々工面しながら、開店までの経緯を説明しながら、出来るだけ早い時期に黒字にさせようと頑張っておりますけれども、ファミリーの撤退、そしてまたベイカリー部門のちょっと衰退があり、色々なことがありまして売り上げも落ちて、そして財政負担も大きくなっているのは、本当に私も責任を感じております。

10番 金一義 まあ午前もありましたけれども、今までの補助金の投下・投資ですね1億1千何某の金額を、このはちらぼ商店に投資していると、けどまあ当初の計画・目標というのはその感覚・考え方があったことは確かです。

けどその金額に値するそのものが出てきているのかどうか、それは精査がちゃんとされておるのかどうかということですよ。

結局ただ理事長さん、理事方が良い話をしているから云々、実際はただ自分方に一切関係ない話、自分方が営業しておった場合ですよ、そんな良い話だけでは通る訳ないですよ。

結局町頼みで、今年赤字だと何千万、今年赤字だと何千万、いつまでもそういう形で町民が納得するかっていうことですよ。やった主旨は非常に有難い、良いことだと思うけれども、ようするにこの決算書のあれを見ると、ほとんど我々事業やっていますけれど、こんなことをやっておるともう何処も相手しませんよ。

銀行の融資だって殆ど貸してくれないと思えますよ。2年もすれば、もうやめなさいと担保みんなっていうことで、そういう事態になりますよ。

これは完全に親方日の丸っていう感じで楽々と出来ることであって、こういう事業というのは私はちょっと異常だと思いますよ。

じゃあ聞きますけれども、ここに日替わり弁当配達のチラシあります。これじゃあ調べているかどうかわかりませんが、400円配達、じゃあ6月でどの位の弁当が6月までに配達されておるのか、そこら辺ちょっとわかりましたら教えてください。

今わからなければいいです。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 資料の方、後で提出したいと思います。

10番 金一義 ようするに我々商売やっているから、こんな話が出る訳ですよ。結局、町長も商売やっていたから商売というのは厳しさわかるでしょ。毎年2千万・3千万の補助出してこれですよ町がどの位のじゃあ利益になってますか。あとで聞きますけども、町に対する人口移動、それはどういうメリット表れていますか。

この今まで、この一年はそれはわかりますよ。ここまで来ての町長の感じ方ですよ。そこら辺はやっぱりきちっと、だから私個人的に言うところこれはもう第3者に移管して例えば別の農協さんなら農協さんに1千万なら1千万の補助金出して、やらせた方がまだ効果的だと思いますよ。

NPOっていうものがあるから、それに縛られている訳で、結局こういうやり方だと非常に何年たっても、もう抜けられないと思いますよ。何年やるんですか、じゃあここ聞きます。

町長 畠山菊夫 町の委託事業でやった事業というのは他の自治体でも一杯ありますよ。道の駅もそうですけども、結局第3者に委託することになって、色々赤字補填も自治体から出ているのが現状でありますけども、もう少し私としては頑張ってもらって、確かに財政負担は本当に申し訳なく感じております。

でも利用されている方は徐々に増えておりますし、そしてまたやっぱり車を持たないで町内で買い物出来ない町民の皆様も利用されておりますので、このまま本当にうまく運営して利益を上げて、赤字をかなりでも少なくするよう私方も色々提言しながら頑張ってもらいたいと思います。

経営努力はしていますけれども、本当に将来は必ず町民の皆さんから利用される店に育っていただけるものと思っています。

10番 金一義 こういうことは一応後で聞きますけども、これは3月13日の経済新聞にありました、住民が運営する公設スーパーというのが載ってました。これは大仙市のものが載ってございましたけども、やっぱりこれを見るとねこれは特別だと思うけども、ほとんど無償で仕事をしている訳ですよ、ここに書いてありますが、ほぼボランティアで報酬は弁当代600円、半日勤務なら300円とこういう形でやっております。

ここでは11月以降は28,000円から34,000円だと、けども我々はこの形でお仕事してますと。県内には他にもこうしたスーパーがあるんだと、で五城目町、由利本荘市が載って色々五城目町も載ってます。

ただ本町だけはやる主旨が違うということだったんでしょうけど、完全に人件費、午前中のあれもありましたけども、何十人分でも出す訳ですよ。

商売にあったような人件費感覚でやらないと、それも報酬を上げるための雇用条件であったのかも分かりませんが、結局月に2万円売っても17人、3万円売っても十何人、そういう営業形態っていうのはおかしいんじゃないかと思う訳です。

我々自分の経営の中でやっぱり一律の売り上げの中で、人間が何人必要だってその試算でなってるでしょう。それを関係なくもう申し込めば申し込んだ金額をばんと補助金に出す、売り上げがいくらであっても。

そこら辺の精査をきちっとやっているかということが一番大きな、だからこういうことは町民方が結構やっぱり話ししてきてますよ。

私あるお母さんに、はちらほ何とかしなければ大変でねしか、こう言われたことがあります。だから考えている方は考えていると思います。それで午前中に喋ってございましたけれども、商店街の活性化云々とかっていうことありましたけれども、そういうことをどの位のあれで活性化になってますか。

町長 畠山菊夫 近藤議員さんと同じような答弁になりますが、よろしいでしょうか。

10番 金一義 考え方で良い。町長見たときの感覚で喋ってけにゃしか、あそこを歩いてて。

町長 畠山菊夫 あの管理運営委託についてですか。

10番 金一義 んだんだ、委託について。

町長 畠山菊夫 質問にあるのは実績です。

10番 金一義 活動センターの運営委託料。

町長 畠山菊夫 近藤議員さんと同じ答弁になりますけども、管理運営委託では施設の管理運営に関すること、施設備品の管理に関すること、商店街の協力と地域住民との結びつきを強めること、商店街の魅力向上と賑わいづくりに関すること、の4点について委託をしております。

商店街への人の流れを作るに当たり、まちづくり活動センターの2階事務所を活用しつるし飾り講習会、はちらぼ寄席、回想法ライブラリー、はちらぼ図書館などのイベントや各種会議など多数の町民の方に利用いただいております。

元年度の会議室の利用者数は142回の延べ1,802人の方が利用しています。

また、商店街の協力関係につきましては、上町商店会、ポイントカード会、特売デーの会に所属し、各団体と連携し結びつきを深めております。

また、高齢者向けのサービスとして、町内店舗を含めた無料送迎も実施していると伺っています。委託面につきましては、実行されているものと思っております。

まちづくり効果促進事業の取組ですが、おもしろ市場運営事業と商店街活性化事業の二つの事務局として運営をお願いしています。

おもしろ市場の実績は、コロナウイルス感染症拡大防止で3月は中止になりましたが、昨年度は13回開催し、来場者は約2,900名、プレミアムお買い物券の発行は2,365セット、商店街活性化事業の実績は、各商店会から若手メンバーを加えた実行委員会にて、第3回わくわくセールを展開し、48店舗が参加して各店の特徴を活かしたサービスを展開しております。併せてスタンプラリーも行い、応募者は321名となっております。

10番 金一義 そうすると今まちづくりセンター委託として、1,266万2千円の補助金を出したと思いますけども、これは施設運営云々とありましたけども、これには人件費云々というのはいってないですか。

産業課長 千田浩美 まちづくり活動センターの運営委託料につきましては、1,266万2千円、それには3名の方の人件費を含んでおります。

10番 金一義 そしておもしろ市場の百何万130万だったか、あれはそうすると今町長の報告の形で十二分に間に合うという形なものでしょうか。

産業課長 千田浩美 おもしろ市場につきましては100万円で運営しております。そのほとんどが報償費ということで、プレミアム付きのお買い物券、それから謝礼こちらはKINという団体ありますけども、その運営に対する手伝い分として、月1万円ずつということでやっております。

10番 金一義 そうすると、まちづくり活動センターの事務委託料というのは3名でどれ位支払われているのですか。

産業課長 千田浩美 ひと月の概算でよろしいでしょうか。

10番 金一義 はい。

産業課長 千田浩美 大体3名で38万円程になると思います。

10番 金一義 これはそうすると、まちづくりの専門職の方々を採用していらっしゃるのか、それともどういう形の職種をされているのかそこら辺。

産業課長 千田浩美 人件費につきましては、理事長分、それから事務局分事務職2人、会計と事務職ということで以上3名となっております。

10番 金一義 じゃあ事務局というのはどういう仕事してるんですかそれは。

産業課長 千田浩美 事務局というより事務職として、はちらぼの事務職を行っています。

10番 金一義 事務職というところだから、何の事務を執ってその3名の方が必要なのか、そこら辺。

産業課長 千田浩美 1名は先程申した通り理事長分です。あとは会計が1名、それとそれに付随した事務ということで伺っております。

10番 金一義 そうすると、どの位の仕事をやってこの高額な月のこの位の人件費をやらないとそれだけの仕事をやっているのかそれは疑問ですよ。会計といっても売り上げ見れば大した売り上げもない、ほとんど補助金の使い道のあれでしょう。
何の会計ですか。これに対して今お話しされた月に38万何某が毎月支払われている。だからそこら辺の事務職というのは何をやって何に携わっているのかということを知りたいです。

産業課長 千田浩美 先程も申しました通り、1名は会計分これはよろしいでしょうか。

10番 金一義 だから何の会計だかということ。

産業課長 千田浩美 はちらぼの会計です。あとは事務職ということで色々なことをやっているということです。

10番 金一義 これは課長に伺ってもちょっと無理な話でしょうけれども、実際我々から考えるとねたかがこれ位の、規模的には町長から見れば大きな投資しているからあれでしょうけど、それに人件費が十何人とか事務職が3人とか何人とか、これで果たして一応内訳を精査していくと、これで果たして世の中通るかどうかですよ、本当言うと。

それは疑問です私は。売り上げ大した売り上げないでしょう、年間の売り上げこれ見ますとね。年間の売り上げだって1億もない訳ですよ。その中でこの位の人間を使用してですよ、だからその辺町としても当方のつかさどっている方と良くお話しをして、やっぱり経費削減とかあと営業時間を短縮するとか、そういうことをしていかなないと、どこまでたっても赤字金額を投資して、ただあそこに格好だけ作っているという形になりますよ。それで町民は納得しないと思いますよ私は。

やっぱり町も汗かいているだろうから、やっぱり担当の方もきちっとやってもらはないと、いつまでたってもこういう形は精査されてきませんので、何とかそこら辺お願いします。やっぱり非常に町民方もこの問題に対しては、声は高くは出してないけども、陰では非常に批判はあります。以上です。どうも。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6 日本共産党の北嶋賢子です。質問の前に少しお時間を頂きたいと思えます。コロナウイルスに関しては、村井、柳田両議員さんの質問もありました。

この後、小柳議員さんの質問もあると思えます。

甲子園の野球大会が中止となり、甲子園を目指して頑張ってきた野球部員の帰還者がテレビに映されていました。3年生の5万人には甲子園の土を入れたストラップを作ったという報道がありました。

そして各種大会、インターハイも中止となり、死に者狂いで頑張ってきた青少年にエールを送りたいと思えます。

私の高校3年のインターハイは大分県でした。私は山岳部でしたので登山競技は大分県大賀鶴の久住山でした。インターハイ出場に期待もされていましたが、行ける自身もありました。県予選は鳥海山でした。順調だった一日目、ところが二日目にハプニングを発生させてしまいました。

頂きには立ったものの、優勝を逃してしまいました。優勝校の監督が辞退したので準優勝のパーティーがインターハイへと決まりました。登山競技は4人が一組のパーティーです。チーフだった私の配慮が足りなかったと思っています。

50年以上経った今でもゼッケンも覚えています。今この場所で立っているものの、夢はアルピニストでした。青少年には明日があります。コロナが一つの過渡期としてめげずに頑張りたいとエールを送りたいと思えます。

それでは質問に入ります。今回は2項目の質問をしております。

1番として、突然の一斉休校で学校給食の食材は、と題しました。コロナ禍で直面した課題です。一斉休校でビニールハウスの給食食材、未収穫のほうれん草は一斉に花をつけました。背の丈になったほうれん草の花粉、よもぎのような花粉を出します。

それでくしゃみをして涙を出して片付けるのが大変でした。今は夏野菜のキュウリとトマトの苗が成長しています。学校給食も全国的には大事件でした。

農民運動連合会から被害報告の依頼がありました。直接生活を右往、左往する様な事態にはならなかった。届け出はしませんでした。いつも学校に食材を納入している業者さんへの対応はいかがでしたでしょうか。それが一番です。

二番として女性管理職の登用を、ジェンダーギャップ指数が発表されました。2006年、日本は115ヶ国中79位、2017年、144ヶ国中114位、去年の2019年、153ヶ国中121位、日本の順位は下がり続けています。

日本では女性の労働価値が低く見積もられ、パートや非正規が大半です。各国がジェンダー平等政策を導入し、格差是正に取り組む中で、日本はそこを変えようと思わない結果の121位です。

日本でも女性の管理職が生まれ、中には出世する方も出てきましたが、圧倒的多数の女性の賃金や労働条件は改善されていません。

安倍政権は働き方改革の柱として、同一労働、同一賃金を成立させました。これは女性達にとっては悲願でしたが、世界とは違います。

日本には差別禁止法が無く、シングルマザーのほとんどが働いているのに、貧困にならざるを得ない。働き方改革には女性にとって働きやすい仕組みがほとんど無いといえます。私達の年代は、女性は3歩下がる中で育てられて来た世代ですが、これからはジェンダー平等を求める女性達の活躍を期待したいと思います。

そこで町でも女性管理職の登用を、ということで二番の題材としました。

よろしく願いいたします。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員のご質問にお答えします。

高岡フラワー&ベジタブルを組織している生産者の皆様には、日頃学校給食食材として新鮮で安全な野菜の供給にご尽力いただきまして有難うございます。

本町小・中学校の臨時休校期間中における3月の給食実施予定数は11日分、4月の給食実施予定数は6日分となっております。

県の学校給食会から学校給食納入業者への損失補填給付に関する通知が来ておりましたので、4月24日時点での3月分のキャンセル食材のうち、廃棄食材の有無を確認するため、本町給食調理場に納入している12の業者さんに、それぞれ余ってしまった食品の処理や対応について伺っております。

幸いにして、本町で発注した食材については、業者さんの方で転売するなどの対応をしており、廃棄したものは、ほとんどなかったということでした。

また、冷凍食品等については、後日納入するための食材として、保存していただくなどの対応をとっていただきました。私からは以上です。

女性管理職登用については、町長が答弁します。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。

女性活躍推進法が制定されてから、その割合は少しずつですが増加しているようですが、まだまだ諸外国と比べて、その比ではないようです。

「管理職になりたくない・興味がない」理由として、家庭との両立が難しそう、拘束時間が長くなる、などの理由が、ある民間企業で実施したアンケートで報告されております。

女性管理職を登用するメリットは、観察眼を活かしたコミュニケーション能力、適度な強度のチームワーク、特に女性職員の悩みの相談のしやすさ、多様性を持った組織の構築などです。

男女問わず、優秀な人材の確保や多様な人材を受け入れる土壌にもつながるものと思っております。

職員数が「市」レベルの大きな組織ですと、管理職が抱える業務範囲も小さくなり、目が行き届きやすくなりますが、本町のような小規模自治体では、一つの課が抱える業務量の範囲が広がっていることが、登用への壁の一つとも考えております。

私自身、過去に辞令していますので、女性管理職の登用メリットは承知しています。

資質ある優秀な女性職員の管理職登用に向けて参りたいと思います。

- 6番 北嶋賢子 ご答弁有難うございました。私も労働組合で女性の労働条件の改革とか、そういうの随分と若い頃やってきました。今、家庭との両立が大変だと町長言われましたけども、これはやっぱり私はね、男の人の協力が足りないんだと思います。それがやっぱり大事だと思います。ですからやっぱりこれから女の人もどんどん社会に出てきて管理職になって、そしてなるように願っています。それから学校給食の方は、捨てるものが無くてそして転売することも出来たということで、ほっとしました。あと今回のコロナのことに関しては、息子に次男坊が今潟上にいるんだけども言われました。八郎潟は良いなって、と言うのは本人が今国立高専に二人子どもがいます。孫が二人、結構授業料がかかるんだもの、それが高校生の負担などもこの町はあるものだから、だから良いなって息子に言われました。やっぱり一日でも早くコロナが収束してもらはないと、97歳の母親を施設に預けているんですけども、面会が出来ません。だから早く収束してまた皆さんと会えるようになればいいなと思います。ご答弁有難うございました。
- 議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。1番 小柳議員。
- 1番 小柳 聡 1番の小柳です。以前にも私自身この一般質問の場でラストバッターが多いとこの場で話題にしたことがありましたが、今回もまた懲りずにラストバッターを務めさせていただきます。当局の皆様や同僚議員の方々もお疲れでしょうが、何とか最後までお付き合いを頂けましたら幸いです。今回は通告は一項目だけでございますので、今回は趣向を変えて雑談から質問の方に入って行きたいと考えております。さてここ数ヶ月は、全国的に暗いニュースばかりでありましたが、当町にとっては明るい話題もありました。先月発行された秋田県の広報紙「あきたびじょん」に八郎潟の団体であるプロジェクト8の活動が大きく特集されておりました。地域活性化に取り組む若者団体として、今までの活動が秋田県の成功事例として評価いただけたことは、素直に喜ばしいと思います。ここに関しては町長もお読みになっているようでしたら、この件に関して簡単な所感を手短かで結構ですのでお願いいたします。
- 町長 畠山菊夫 私も拝見しましたが、ニャンパチと共にメンバーの皆さん大変良い表情で写っていました。県の秋田未来づくり戦略会議、昨年度まで自治体から横手市長と二人参加させていただきまして、いくらか会議に出た中で県の幹部職員から八郎潟町は元気な若者が多いと、おそらくエイトの皆さんを言っていることだと思いますけども、大変名誉なことでありまして、本当に頑張っていたいただきたいと思います。
- 1番 小柳 聡 この度、配付されたテイクアウトの情報というものがございます。これもプロジェクト8が色々イベント物でお世話になっている飲食店に対して、地域に何かしら還元をしたいという企画をしまして、当局と相談した上で出来たものだと認識しております。私自身その経緯を期間も含めて知っておりますけども、これはやはり若者のスピード感を持った対応力があつたからこそ短期間でなし得たものだと感じておりますけども、そのテイクアウトの情報、一枚物の印刷に関してその出来上がりに対する町長のご所見を頂きたいと思っております。
- 町長 畠山菊夫 実際にあんなに多くのお店が参加するとは思ってなくて、良かったなと思っております。チラシの出来栄も本当に良くて各お店の取扱い商品も細かく掲示されて、分かりやすかったと思っております。また、のぼり旗を提供していただきました中央地区の局長さん方の会議は、本当に感謝をしております。ただこれが一過性にならないように、取り組んでほしいなとは思っております。
- 1番 小柳 聡 私自身も、もっともっと加盟店が集まらないんじゃないかなと思っていたんですけども、私も予想以上に加盟店があつたなと感じております。私も今日のお昼はテイクアウトで食事をしたところでございます。そしてプロジェクト8、昨日の新聞で一夜市中止とございましたけども、一夜市やイルミネーション大作

戦の他にもいろいろなチャレンジを続けております。

既存の事業の枠を飛び越えたもので、町の元気創出に繋がる事業を行いたいとなれば、国や県の助成金を探して申請をし、それが通れば実施しているというのが今の現状であるかと思えます。

また、八郎潟町の魅力を伝える若者目線の動画をネット配信として発信しております。こういうものに関しては、全て手弁当でやっているというのが実情であるそうです。

プロジェクト8という団体自身が一夜市とイルミネーションを二大事業として捉えているということもあると思いますが、それ以外の突発的な事案等に町の補助金を使うことに対して、なかなかこう足を踏み出していないのではないかなという姿が見受けられます。

そこで今後はもう少しプロジェクト8と当局も相談する機会を多く設けて、八郎潟町活性化の旗印があるならば、それ以外の活動に於いてももう少し裁量を柔軟にさせてあげることによって、町の活性化の選択肢の幅が広がるものと考えますが、この件に関して最後に町長ご所見を頂けたらと思います。

町長 畠山菊夫 結成してもう10年になると思いますが、メンバーには役場職員も大部入っておりますし、事業を通じて役場職員も成長しているのは確かでありますし、本当に感謝しております。

プロジェクト8は、もう町を動かす未来集団だと思っております。これからも色々な事業に取り組んで頂きたいと思っておりますけども、今、事業に関しては年間100万円の事業を行っておりますけども、突発的にこういう事業ありましたらどんどん役場の方に申し込んで頂いて、予算を付けるのは私事ではありますが、事業を落とすのは議会の皆さんでありますので、どうか良きお付き合いをなさっていただければなと思っております。

1番 小柳 聡 前向きなご答弁をプロジェクト8の皆さんに伝えたいと思います。やっぱり10年前遡ると畠山町長がGOサインを出してくれたことが、このプロジェクト8発足のきっかけになったものだと思っておりますので、そこはまた今後引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

というところで閉めまして、質問の方に入って行きたいと思えます。質問の方はですね町長と教育長、行ったり来たりするかもしれませんが、適宜必要があれば私の方から町長、教育長と言う風に伝えますので、よろしくお願ひいたします。

今回はウィズコロナとしての向き合い方、という点で1項目質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症という言葉を目にしない日はございません。目に見えない敵が世界中で猛威を振るっている中で、被害の大小はあれ我が国も強く影響を受けていることは、東京オリンピックという国際イベントの延期も含め、社会、国全体が正常に機能していないことから明らかです。

我が町としても本来であれば、今頃は聖火リレーの話題で持ちきりであったかもしれませんが。そんな中でも、今やっと日本全体で感染拡大という点に於いては落ち着きが見え初めている段階ではないかと推察しております。

ただ、新型コロナウイルスとの戦いには終わりという言葉も現時点ではなかなか使えないものと認識しております。

今は徹底した自粛が功を奏して感染拡大は防いでいる一方で、経済はGDPのマイナス成長という事実もさることながら、国全体で急速に停滞しております。コロナ倒産と呼ばれる事案もどんどん増えております。

それは全国的な話題でもあり、もちろん身近なこの地域においても資金繰りに苦慮している地域事業者の方々を、私自身もより近いところで確認をしております。

ここにきて様々な支援策を国や県、そして基礎自治体である市町村によって対応している最中、今後の対応として考える視点で「ウィズコロナ」という言葉もあります。

新しい生活様式でコロナと共存する時代に突入していると言えます。その中で八郎潟町としての考え方、フェーズに応じた対応策等、新型コロナウイルスとの向き合い方も含めて、議論していただけたらと考えております。

当町においてもいろいろな事業やイベントが中止や延期になっております。そのような中で今回は支援策についてたびたび触れながら、今後、八郎潟町として向かうべき方向性を確認させていただけたらと思います。

コロナ対策というものは、まだまだ情報量も少なく、正解というものはないと思えます。むしろその中で最善を尽くすという所が大事なことでありますので、これからの議論をより良いものに出れば幸いです。

まずは支援策に入る前に、今後の施設利用等について伺います。3月から5月で2回

の長期利用禁止期間が、はちパルでございましたけども、今後ははちパルや改善センター等の公共施設は、新型コロナウイルスの第二波が発生した場合に、利用禁止にするという判断基準は、どこにあるのかというところをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の利用禁止は、密閉、密集、密接の3密対策を講じることによって、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐために実施しております。

1回目は県内で初めて2名の感染が発生したとき、2回目は秋田県緊急事態措置の追加措置の発表を受けて実施しております。

新型コロナウイルスの第二波は発生した場合は、県の対策方針に準じることになり、施設の臨時閉館・施設利用の制限強化等が想定されます。

また、周辺市町村で発生した場合など、感染リスクが高まる場合は、閉館等の対策を講じることになります。

現状のように感染者が一定期間発生していないことから、町では感染対策を徹底した上で、通常どおりの施設利用を可能にしております。

ただし、イベント等の施設利用の条件については、現在屋内で100人以下、屋外で200人以下としておりますが、段階的に緩和していければと思っております。

なお、感染状況を注視しながらの判断になりますが、長期化に備えた新型コロナウイルスとの付き合い合った生活も今後重要であると考えております。

1番 小柳 聡 この点を何故確認したかと言いますと、過去に公共施設の閉館を決定したタイミングというものが、個人的には些か早かったかなと思いました。

ただ、もちろんその当時は空振りでもやるべき、という発想もあったと思えますし、その点は危機管理の視点も含めてもちろん理解できるものでございます。

でも私としては、はちパルのような使い勝手の良い施設が利用禁止となることによってこれは地域コミュニティの衰退に繋がり、更には交流人口が確実に減るということが予測できます。もちろんその判断を迷う際には、緊急事態宣言のようなものが出ているフェーズであるかもしれません。

ただそのような時期では、もちろん交流そのものを歓迎できないという向きがあるかもしれませんが、ただ一方で、感染症を必要以上に恐れているだけでは、経済が成り立たなくなっていくということもございまして。

私自身も3月の頃よりは報道を通して新型コロナウイルスの怖さというものを理解していると思えます。ただ、過度に恐れるのではなく経済への影響も最小限に抑えつつウィズコロナという言葉もあるように、この一年は付き合いかなければいけないかなと、正しく恐れるという視点で考えていただければと思います。

そこで先程は屋外200人という数字もあったんですけども、それはちょっと置いてですね、ちょっと都会と地方のギャップというところでお話しをしたいんですけども、都会と地方というのでギャップは明らかにあると私自身思っております。

都会のようにウイルスがリザーブしている地域というのは、個人的にはやっぱり一定数の人口がある地域に限定されているものと受け止めています。

感染者が出ないことに越したことはありませんけども、いずれ少しずつ経済活動を広めていくという中で、感染者は秋田でもまた少しずつ出るかもしれません。

もちろんそれでも秋田県で感染者が出た場合は、正しく恐れその都度封じ込めというスタンスを取るのが、私自身ウィズコロナ時代のスタンダードな考え方になって行くものと考えますけども、その点を踏まえてちょっと見解を頂ければと思います。

町長 畠山菊夫 もう一度多発する可能性というのは、充分にあると思えます。そうした場合にも国でどういう風な対策を講じるのか、措置を取るのかそれに県がどういう風な対応するのかそして私共がどういう風な対応をするのか、これは広域的に取り組んで行かなければと思っております。

町単独ではいろいろ町の中に感染者が出た場合は、もういろんな対策を講じなければいけない訳ではございますけども、どの辺で感染者が出たかということでもいろいろ対応が違ってくる対応になるかと思えます。

感染経路が分かればまたそれなりに対策を講じますし、もし分からないようであればそれなりにまた情報交換しながら対応して参りたいと思えます。

1番 小柳 聡 有難うございます。ちょっと私も今どこで線引き帯を締めるか、どこで締めるか当町の場合は八郎潟町でっていう場合はもちろんそうだと思いますし、近隣自治体もうちょっと上げると保健所管内、秋田県、東北といろいろあると思うんですけども、やっぱり僕は保健所管内がちょっとベースになるのではないかなと、個人的には思っておりますけども、そこをもう一回認識頂けますか。

町長 島山菊夫 保健所管内といっても範囲がありますので、例えば三種町で発生した場合もそれなりの対応しなければいけない、保健所管内という考えはあまり持つ必要がないのではとは思っております。

1番 小柳 聡 県民自治体というところに落ち着くのかなと推察いたしました。私もこの度の自粛期間の中で、何度かオンライン会議なるものを経験しました。正しく恐れるという理由もありますけども、大きな理由としては公共施設が使えなかったという理由もあったと思います。

個人的にはその中で便利さも確認できましたけども、慣れてきた頃には少し物足りなさも感じました。

ただ現実としてグループ会議が家庭にいながら可能だという事実も同時に体感できました。それでは行政職の仕事はと考えると少なからずは対応可能かなと考えます。

もちろんテレワークの話になってくるんですけども、フルタイムで8時間職場にいることで行う業務量に対して、テレワークで行う作業が一日であれそれが5時間であれ同等のものでないといけないと思います。

明日ここまでの仕事をします、という報告をしてそれが成果主義として許容できる範囲内であれば少しずつテレワークというものも押し進めてもよいのではと考えますけども、今後に向けた備えとして、最初は各課一人でもいいですけども、全体で5名でもどういった人数構成でも構いませんけども、段階的にテレワークを導入して行く考え方はあるのでしょうか。

町長 島山菊夫 役場の行政事務は、ほとんどの業務が個人情報や関連する他業務の情報を確認しながら進めているのが現状ですので、書類またはパソコンの持ち出しは、情報流出の危険性をはらんでおります。

テレワークを一時実施した市町村では、仕事にならなかった、という話も聞こえてきております。情報機器等の相当な環境整備、今回の感染症防止対策下における個人情報を含めた情報管理の在り方について、制度的な見直しや管理方法の見直しを図らなければ現時点ではテレワークの実施は無理と認識しております。

1番 小柳 聡 私自身もなかなか難しいだろうなと思っております。まあ元々私もテレワークを推進するというタイプの間でもございませぬ。ただ、社会構想の変化に対応して行くという点で、行政側で柔軟に対応できるのは、こういったところもあるのではないかなと考えました。

テレワークの推進等あまり考えたくありませんが、コロナウイルスの感染が現状のように地方と都会で二極化してくると、テレワークが推進されたことによって都会から地方への人口流入が始まる可能性がないとも言えないと思います。

親の介護と仕事を分けて考えていた人でも、地元に戻って両立を目指す可能性もあるかと思えます。この質問はそのような社会情勢がくるかもしれないということも、認識いただけたらというところで、取り上げてみました。ここは答弁求めません。

先程、屋外200人、屋内100人というところも触れたんですけども、今年度は町に関する多くの行事やイベントが中止を決定しております。その中には願人踊りや一日市盆踊りといった町が誇るビックイベントも含まれます。

大きなイベント程、関係団体は増えていきますし、周知の観点からも決断は早めなくてはいけないことは私自身もいろいろなイベントに携わってきたことで理解できます。

また、運動会や早朝清掃作業もなくなり、自治会単位のコミュニティですら維持が難しくなっているという声もいただきました。

日常を取り戻しつつある中で、各種イベントの中止決定が決まっており、心が宙ぶらりんな方が私の周りを見渡しても少なくありません。ここで気になるのが、地域コミュニティをどのように維持していくのかという点です。

経済活動の不振と地域コミュニティの衰退が同時進行しているということが、目に見えて分かること、また多くの方が、今年はしょうがない、と諦めムードなことにも若干

の危機感を私は感じております。

そこでまず、年度内に地域コミュニティを維持するような対応策というものは考えているか、そこをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 地域コミュニティだとすればですね、私が一番心配しているのは町内会活動、これが事務引き継ぎの役員会を行っている区があると聞いております。

あまり自粛せずに夏祭りなどいろいろ対策を講じて、やってもらえたらとは思っております。

1番 小柳 聡 まさに私も町内会の納涼会みたいなものは、是非やって今ちょうどまさに役員会レベルがやって、その納涼会の開催の是非を各町内会で揉んでいる段階であると思いますが、このままで行くのであれば私はもうGOサインでもいいのかなど、それはもちろん町内会の判断に委ねられると思います。

町で先程イベント屋内100人、屋外200人というのがございましたけども、そこをちょっと取り上げたいと思うんですけども、これは案内入場制限を付けてやるにしても、付けなくてやるにしても難しいなと考えております。

このイベントの箱、箱じゃなくてもいいんですけども、屋外でもこの人数制限の見直しというのは、こういった段階で考えるものでしょうか。お伺いします。

議長 村井 剛 はい、一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 県の方で6月から7月までですけども、段階的な緩和措置をとっております。

それで今の現在の人数制限については6月18日まで、6月19日からはその人数については撤廃する予定でございます。以上でございます。

1番 小柳 聡 新しい情報を有難うございました。ちょっと通告を出したところまだ成人式の日程というものをまだちょっと改善されていなかったの、ちょっと質問に入れていたんですけども、6月広報において1月への延期ということが確認できました。

この件に関しては私自身も延期をするならば、この日程であって欲しいというところと一致しておりましたので、ここは敢えて答弁を求めませんが、1月開催という形で何も変更なく1月開催という形でよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 1月10日に開催が決定しております。

1番 小柳 聡 イベントの話から子ども達の方へ目を向けます。もちろん学校行事の中止や先に述べたように楽しみの一つであったろう一日市盆踊りや一夜市の中止など、今まであったルーティンが今年の秋ごろまでは無くなります。

本来であれば小中併設校として、また認定こども園として新たに動き出したことに対していろいろな質問をしたかったところではございますけども、現状としては学校生活のウィズコロナというところに絞って質問させていただきます。

5月26日、小中併設校の家庭向けにインターネット環境についてのアンケートが配付されました。これは文面が示すように第二波、第三波に備え家庭環境の実態調査がメインであると思われれます。

インターネット環境や情報機器の所有台数も含め、継続して使えるか等の設問から、これはアンケート結果にもよるかとは思いますが、家庭で学校の授業を受けられる環境にあるか、というのがテーマであるのではないかなと考えております。

まずはざっくりとお伺いします。家庭用タブレットレンタルの整備や購入助成等を検討しているか、というところをお伺いします。教育長、よろしくお伺いします。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 議員にお答えします。

本町では、文部科学省が提唱するGIGAスクールの実現に向けて、児童・生徒に1人1台の情報機器端末を整備するための検討を重ねているところです。

新型コロナウイルス感染症流行の第2波、第3波に備え、児童・生徒の学びを保証するためには、ICTを活用した家庭学習の推進のための整備が急務になっていることは認識しているつもりです。

については、ICT関連の環境整備のほか、児童・生徒に対して学校から情報機器貸し

出しによる家庭学習の実施を検討する際への参考にしたいことから、5月22日付けで小・中学生が在籍している御家庭にアンケートを依頼したところです。

ただ、財政負担も伴うことから現時点ではすぐに整備する、とお答えすることはできません。

1番 小柳 聡 ちょっとじゃあその話題も、もう一回聞きますけども、アンケート結果の中でインターネット環境が整っていないという家庭が、存在したかどうかを先にお伺いします。

教育長 江島廣 質問が4項目ありました。ネット環境ですけれども、いいえとこたえた家庭は22世帯ございます。あるというところが188世帯です。全部で217世帯です。ただその中には、未提出のところがありましたので、そこは7となっております。

1番 小柳 聡 なるほど、ちょっと私の予想外の答えでした。整備が出来るのであればもちろんそれに越したことはありませんが、それはもちろん多額の財政負担がかかります。

ただ、一方で教育に格差があってははいけませんし、他の自治体の導入具合も見ながら進めていただければと思います。

最近、秋田県内でも自治体でも小・中学生一人一台で準備を進めている自治体も始まってきております。

今日、衆議院で可決されましたけども、国の第二次補正で、子どもへの助成金等も盛り込まれていると私思いますので、そこは敏感に察知をしていただきながら対応していただければと思いますけれども、そこちょっと、それを踏まえて見解を伺いたいと思います。

教育長 江島廣 先程の答弁で申し上げましたように、一応よその方は整備してありますけども、先程も申し上げましたように、それが通るかどうかは負担もありますので、ある程度の予算見積もり等々については見積もりを取っております。考え方として前向きに行きたいところですけども、人に貸し出しをすとかそういう状況になりますと、それなりの予算等々、それから発信するためのいろんな設備等がかかりますというか、そういう予算も必要となります。

1番 小柳 聡 すいません。ちょっとしつこいようにすいませんでした。

それでもやっぱりオンライン授業というものが現実的になるかもしれませんけども、やはり一番は通常通り学校で授業を受けられるという環境が、ベストであると思います。マスクの着用、そして手洗い、ここはこれから夏本番を迎える訳ですけども、マスクを一日中着用するのが負担になることも予想されますけども、そこは密集するポイントでのマスク着用というところの徹底をお願いしたいと思います。ただ夏になって気温が上がってくる状況で、小中学校にエアコンが完備されているということは何よりであると思います。

熱中症に入る季節、気を緩めずにそれらを徹底していただけると幸いです。マスクに関しては、つい先日新聞掲載された齊藤さんはじめ、八郎瀧町建設業協会の方々など子供たちにマスクを届けてくれたニュースを見て、親としてもとても温かい気持ちにちになったことを思い出します。

当局として確保したマスクや消毒液等は、ある程度公共施設も含め配付が進んでいるものは確認しております。ただ、予備用としては大人よりも子供たちに優先してほしいと考えるものでありますけども、児童や生徒用に配付できる態勢というものは整っているかどうか、というところをちょっと確認させてください。

教育長 江島廣 ちょっと別の説明しますけども、一応現在児童・生徒には毎日登校前の検温、マスクの着用、手洗いの実施、また、3密を防ぐために給食時や学習活動における児童・生徒の位置や活動の在り方については、今まで通りこの後も継続してまいります。

ご質問のマスク等につきましては、現在のところ家庭の方からもご協力いただいて、できるだけ手作りマスクを着用するようにお願いしてきております。

ただ、家庭の事情によりまして準備できなかった児童・生徒やうっかりして忘れてしまった児童・生徒には、予備として保管しているもので対応しております。

先程、議員の方から話がありましたので長く言いませんが、建築業協会さんの方から学校の方に3,000枚程寄附いただきました。

その時にはですね、1袋8枚入ったものを全児童・生徒の方に配付しております。職員用は学校の方に予備として保管しております。

それから本町出身の齊藤明様から町に寄贈された10,000枚のうち3,500枚につきましては、学校の方に入れてもらいまして、予備として現在のところ保管しております。

現在、学校では体育の時間等を除いて、全員マスク着用を義務付けております。保管しているマスクの使い方としましては、例えば「ふるさと先生」などで、児童・生徒の学習活動にかかわる方々が、マスクを着用しないで来校してしまった場合などにも利用していただくようお願いしております。

現在は十分な保管数となっておりますが、もし学校で予備がなくなった場合には、保健課の方に補充をお願いして参ります。学校については以上です。他については町長の方から答弁がございます。

1番 小柳 聡 有難うございました。今、十分な確保数があるというところも認識させていただきました。ちょっとここからじゃあ町長の方に話は移っていきたくと思います。

この度の補正予算で各種支援策は、ある程度痛みが伴うターゲットに配分されているというところは好感を持ちました。こういった施策はベストというものはありませんけども、たくさんの方に喜んでいただけるものになっているのではないかなと思っております。

そこで昨日の配布資料で、マスクや消毒液の数を確保しているのか、というところをお伺いしようとしたんですけども、昨日ちょっと出ておりましたので、寄附のマスクも含めて、寄附は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 備蓄確保の数量、ちょっとこれをちょっと報告したいと思います。マスクが1万4千枚、消毒液の1リットルが14本、500ミリリットルが百本、250ミリリットルが24本となっております。

在庫数については、まだ相当数あることから、今後の購入予定もしばらくは無いものと考えております。

また、備蓄により使用期限が近づいた消毒液については、頻繁に使用する福祉施設等に無償譲渡を検討して参ります。

なお、災害時等を含め効率的な利用を図るために、備蓄保管庫で集中管理するなどの検討を考えております。

1番 小柳 聡 すいませんちょっとこれに関連して、役場や施設、福祉施設にも無償譲渡というお話ありましたけども、それ以外に使用範囲とか許容範囲というところ、もしございましたら教えていただければと思います。消毒液とかマスク。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 これらの消毒液の使用先ということ。

1番 小柳 聡 譲渡先というか。

総務課長 小野良幸 公的機関の他に主だった事業所さんの方に、マスク等については配付してございますし、消毒液も福祉施設等を初めやっているところでございます。

寄附頂いたマスクにつきましては、その町の備蓄の1万4千枚には含まれておりません。今後これらの備蓄の方につきましては、同じような形での使い方をしていただきたいと思っております。

1番 小柳 聡 備蓄をある程度確保しながら、2、3ヶ月分位は確保しながら回していく形が理想的でないかなと思っております。

今後の感染症対策についても、触れたいところではございますけども、今後、国の第二次補正で学校単位にある程度の対策費が盛り込まれると思いますので、その点については今後また別の機会に議論できればと思います。

ちょっとここで通告をしておりますけども、高校生、大学生向けの学生生活支援臨時給付金についてお伺いします。

大学生世帯から在学証明を必要とすることについて、特に関東圏の大学に通っている学生から、学校が再開していない中でそのためだけに申請作業が増えるということに対して、疑問の声が上がっております。

私個人の感覚としては、今年度の顔入りの学生証があれば、それで十分に学校に通っ

ている証明ができるものと考えますけども、学生証に加えて在学証明を必要とした理由はどこにあるのでしょうか、というところをお伺いします。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 はい、お答えします。申請の際に添付書類として在学証明書、それから公的な身分証明書という風な形になっております。

在学証明書については、それこそ、その大学等に在籍していることの証明ということになります。身分証明書の関係で免許証とか健康保険証、それから学生証でも良いですよという風にしてございまして、これはあくまでも本人を確認するための添付書類という風なことでございます。

在学証明書をいただくことで在学を確認し、学生証を提出してもらうことで本人を確認し、学生証だけで在籍証明となるかといったことですが、いろんなケースがあるかと思えますけども、退学とかそういったケースも無きにしもあらずといったようなことでは、在学証明書には当たらないということで判断しております。

1番 小柳 聡 これはですね国の給付金等も出来るだけ簡素化する流れ、というものが主流になってきていると思われまして、実際にお隣の井川町では、どちらか一つの添付でカットしておりました。

私個人としての感覚でも慎重さを求める局面というところと、スピード感を優先させる局面これは両方あっていいと思えますけども、今回、私今2ヶ月で退学というところもありましたけども、今回の要項を緩和できる、一つでもいいよという風に緩和出来るかというところをまず一点お伺いしたいのと、出来ないのであれば今後こういった事案があった際には、今の指摘も踏まえた柔軟な要項を作成することをお願いしたいと思えますけども、もう一度答弁お願いします。

教育課長 落合智 この度についてはこういった形ですけども、今後については今言ったご意見も踏まえて、検討させていただきたいと思えます。

1番 小柳 聡 是非前向きにお願いしたいと思えます。

じゃあ次に、地域商品券事業についてお伺いしたいと思えます。

今、正にこの商品券事業で取りまとめ作業等に尽力いただいている職員の皆様に敬意を表します。この商品券事業、私としてはプレミアムにしなかった点、配付対象の選定に関しては、他の支援策とのバランスを考えれば個人的に満点をつけたいくらい、理に叶ったものであると思えます。

最初に一点確認させて頂きたいですけども、この商品券事業は経済対策がメインであると考えてよろしいでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 おっしゃる通り経済対策でございます。

1番 小柳 聡 じゃあ一応生活弱者対策という認識はあまり持っていない、というところだけちょっと確認させて下さい。

町長 畠山菊夫 メインと考えれば経済対策でありますけども、町民の皆様の生活という対策にもなっていると思っております。

1番 小柳 聡 すいません。じゃあちょっと課長答弁になるかもしれませんが、現時点で取扱い可能店舗数、配付方法は書留というところは確認出来ましたので、利用可能期間等も含めて、ちょっと説明お願いしたいと思えます。

町長 畠山菊夫 取扱い店舗数は6月1日現在で41店の申し込みとなっております。利用可能期間は12月31日までと考えております。

1番 小柳 聡 年跨がなくってちょっと良かったなという感想を持ちました。これは経済対策というところもあるので、なるべく早く使われるのが今の情勢を考えればベストかなと思いたったので、ちょっとそこだけ確認させて頂きました。

今後、第二次補正で地方創生交付金が再交付されることが見込まれておりますけど

も、こういった分野に今後分配していくのかというところを、もし分かればざっくりとでもいいのでお答え頂ければと思います。

町長 畠山菊夫 　他の議員さんからもご質問ございましたけれども、具体的なところはまだ決まっておられません。町民の皆様の声を収集しつつ、国の第二次補正予算にかかる事業内容・規模及び地方財政負担分の考え方を見定めながら、適正な支援ができるよう努めて参りたいと思います。

1 番 小柳 聡 　はい、分かりました。個人的にはですね今回対象外であった医療分野のところにも、これは逆にコロナ余波で苦しんでいるというところが確認できますし、そういった町のたくさんの声を拾って生かして頂ければと思います。

　そのためにも私自身も、たくさんの声を拾い上げて当局に伝え、そして相談をしてより良い施策を共に作っていけるように、その一助になればなと感じておりますのでよろしく申し上げます。

　最後にこの第一次の支援策については、概ね評価を頂いておりましたし、町民の方々の関心度も期待度も高いものでございましたので、なるべく早く多くの対象者へ支援が行き渡るように職員の皆様の頑張りは、重々承知しておりますけれども、もうひと頑張りをお願いしたいというところで、私の一般質問を閉めたいと思います。

　どうも有難うございました。

議長 村井 剛 　これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。

　これにて、一般質問を全て終了いたしました。

　これより、各常任委員会を開いていただきます。

　なお、最終日6月12日は、午後3時より本会議を開きます。

　本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時33分)

令和2年八郎潟町議会6月定例議会 会議録

第4日目 令和2年6月12日(金)

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長
教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、承認1件と議案第38号から議案第
43号までの6議案、並びに陳情について各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。質疑ございませ
んか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わ
ります。これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第6号 八郎潟町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。
討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第6号について、委員長の報告は承認
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、日程第3、議案第38号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第38号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第39号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例に
ついて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第39号について、委員長の報告は可決

であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第40号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第41号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第42号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計への繰り入れに
ついて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第43号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1
号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第9、陳情について討論・採決いたします。
受理番号第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反
対する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について、委員長の報告は採
択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第2号は、委員長報告のとおり採択し、意見書
を送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をは
かるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。
討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第3号について、委員長の報告は採
択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に日程第10、議案第44号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
配付しました資料をご覧ください。
議案第44号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員の佐藤兼市氏は、令和2年7月23日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、令和2年7月24日から3年間であります。
佐藤氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第10 議案第44号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第44号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第11、報告第1号 令和元年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 報告について、ご説明申し上げます。
会議日程資料の15ページをご覧ください。
報告第1号 令和元年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和元年度八郎潟町一般会計予算の戸村地区ため池等整備事業、高岳地区ほ場整備事業、基幹水利ストックマネジメント事業、湛水防除事業、特定農業用管水路等特別対策事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。
報告第1号について、ご説明申し上げます。
- 議長 村井 剛 日程第11、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。

次に、日程第12 報告第2号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の17ページをご覧ください。
報告第2号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。
報告第2号について、ご説明申し上げました。

議長 村井 剛 日程第12、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。
以上、今定例会に付議された事件は全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時28分)